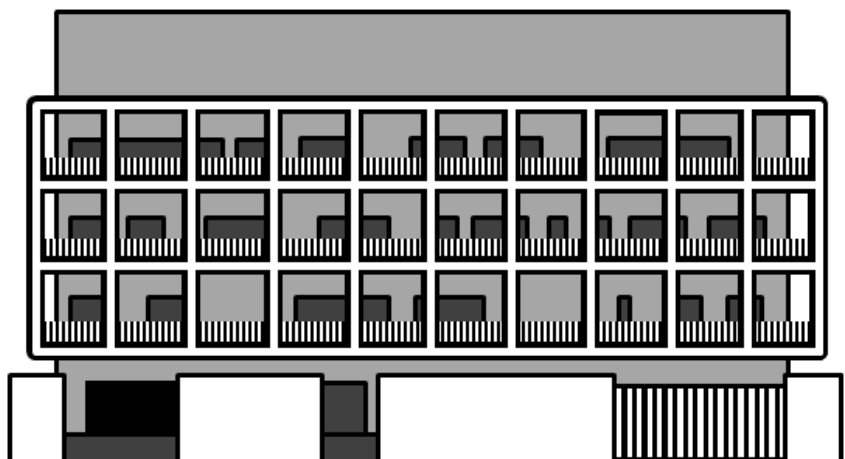


**西宮市立こども未来センター**  
**平成30年度 事業概要**

Nishinomiya Children's Support Center  
Annual Report 2018

We believe in potential,  
not limits.



# 目 次

I	こども未来センターの理念としくみ	
1	こども未来センターの役割と理念	1
(1)	基本理念	1
(2)	命名の由来	2
(3)	4つの支援コンセプト	2
2	こども未来センターにおける支援の構造	3
3	こども未来センターの支援のサイクル	3
II	こども未来センターの概要	
1	組織運営	
(1)	組織と事務分掌（平成30年度）	4
(2)	職員数	5
(3)	チーム編成	6
(4)	こども未来センター運営審議会	7
2	施設の概要	
(1)	施設概要	9
(2)	客室・設備等の紹介	11
(3)	アクセス	21
3	広報・周知	
(1)	こども未来センター開所時の市政ニュースの紙面	22
(2)	パンフレット『こども未来センターってどんなところ？』	23
III	事業概要	
1	相談支援	24
(1)	電話相談・来所相談	24
(2)	保護者支援	26
(3)	相談後のつなぎ	28
(4)	かおテレビ（視線計測装置）	29
2	計画相談支援（本人中心支援計画）	29
3	診察・小児リハビリテーション	30
(1)	診療所	30
(2)	理学療法（PT）	33
(3)	作業療法（OT）	34
(4)	言語聴覚療法（ST）	35
(5)	心理療法	36
	〔困み記事〕 一時預かり事業	37
4	通所支援	38
(1)	通園療育（福祉型児童発達支援センター「わかば園」）	38
5	発達支援	46
(1)	親子療育教室（外来保育）	46

(2) 個別保育	48
(3) 体験保育	48
(4) ほっこり広場	49
(5) 保育所等訪問支援事業	49
6 スクーリングサポート	50
(1) 適応指導教室（あすなろ学級）	51
(2) 居場所サポーター	52
(3) 西宮市在家庭学習支援システム（あすなろWebクラブ）	52
(4) 学校生活支援教室（のびのび教室）	53
7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援	54
8 地域との連携	56
9 講座・研修・人材育成	57
(1) 一般向け	58
(2) 専門職向け	58
(3) 教職員研修企画	59
(4) 実習生受入	60
(5) ボランティア活動（受入）	60
IV 西宮市立北山学園（福祉型児童発達支援センター）	61
付録	
1 事務事業評価表	64
2 こども未来センター関連事業費	74
3 こども未来センター条例・規則・要綱	78
4 用語集	103

# Ⅰ こども未来センターの理念としくみ

## 1 「こども未来センター」の役割と理念

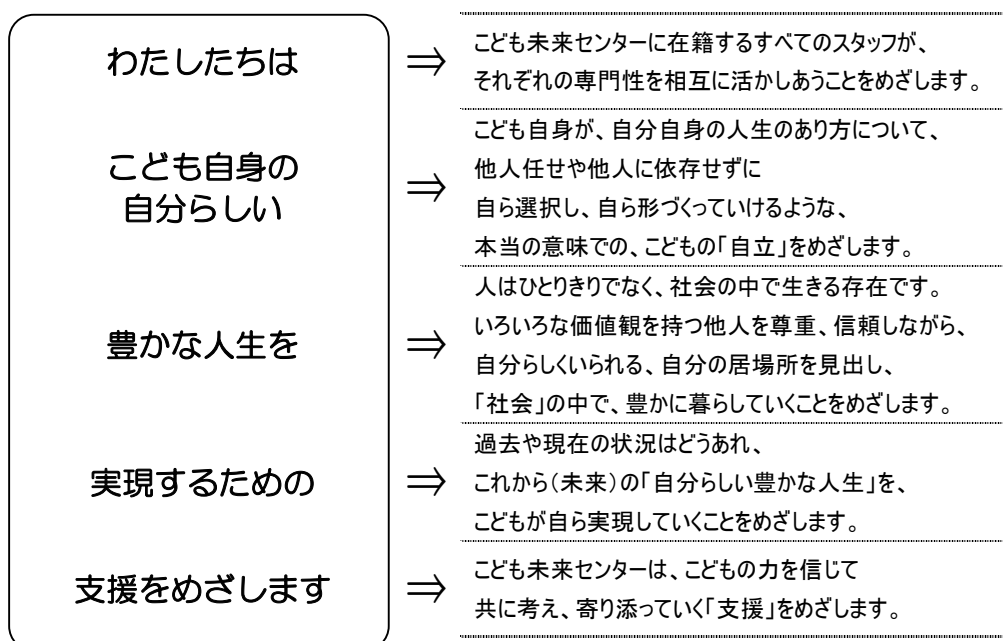
こども未来センターは、発達面や生活面などさまざまな課題や不安をもつ子供がその可能性を最大限に伸ばすことができるように、福祉・教育・医療が連携し、子供と保護者に対する切れ目のない支援を行うための西宮市の中核施設として、これまでの児童発達支援センター「わかば園」とスクーリングサポートセンターを統合して、平成27年9月に開設しました。

まず、① こども未来センターの相談窓口では、18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、教育や不登校、情緒不安定、性格に関する事など、さまざまな悩みや不安について相談に応じ、的確にさまざまな支援につないでいます。

また、こども未来センターでは、② 身体・知的・発達に関する診察や小児リハビリテーションを行う診療所、③ 保護者からの依頼を受け障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援事業所、④ 2歳児から就学前の子供に対して療育の支援をする福祉型児童発達支援センター「わかば園」、⑤ 不登校の小・中学生の学校への復帰をめざす適応指導教室「あすなる学級」を施設内で運営しているほか、⑥ 学校園など子供が生活する場所に出向き、子供への支援方法や学校園の支援体制について助言を行うアウトリーチを行っています。このアウトリーチについては、民間の幼稚園や保育所、留守家庭児童育成センター、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所を対象を拡大しています。

今後、これらの事業をより発展させていくことはもちろんのこと、子供と保護者が地域で安心して生活していけるように、⑦ 保護者に対する支援の充実をはじめ、⑧ 学校園や障害児通所支援事業所、医療機関、保健福祉センター、児童相談所など関係機関との連携の推進を図り、また、⑨ 市民一般の理解を深めていくことが、西宮市の中核施設としての役割であり、課題となっています。

### (1) 基本理念



## (2) 命名の由来

---

こども	⇒	さまざまな課題をかかえる こどもたちが
未来	⇒	「これからのこと」 「今後、どうしていくか」 について
センター	⇒	共に考え、支援していくための 中心拠点

---

## (3) 4つの支援コンセプト

基本理念を実現するための次の4つの支援コンセプトを設定しました。

### ① 必要に応じた支援の実施

発達面、生活面、学習面で課題のある子供の状態はさまざまであり、それぞれにあった支援のありようを考えていきます。

### ② 「つなぎ」の強化

市直営というメリットを最大限に生かして、行政組織内や関係機関との連携、情報共有を積極的に行い、子供の支援のための連携拠点として活動することをめざします。

「つなぎ」を強化することは、早期発見・早期支援のために必要であり、効果的な地域支援を行っていくうえでも不可欠な取り組みです。

### ③ 「専門性」の強化

専門性を強化することにより、早期支援の効果を高めます。

また、専門性を強化することはこども未来センターの魅力を高め、外部の関係機関等としても連携するメリットを高めることにつながります。

### ④ 学校園・地域の支援力の育成

こども未来センターでは、地域、とりわけ学校園に対する支援を重点的に行い、学校園において生じた問題や課題などについて、学校園自らが対処していくことのできる環境づくりをめざします。

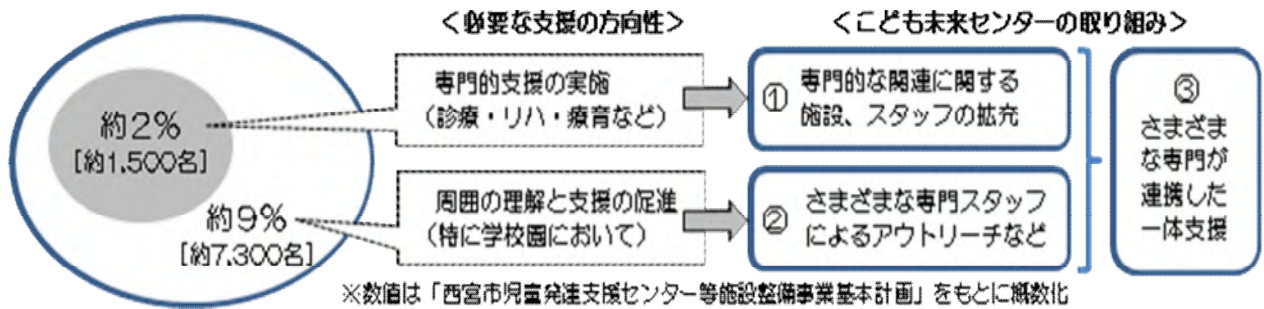
また、共に生きる地域社会を形成するための支援を行います。

## 2 こども未来センターにおける支援の構造

こども未来センター設立における基本計画で行った推計では、何らかの支援を必要とする子供は、人口比率で約 11%程度存在すると見込みましたが、必要な支援のありかたを考えたとき、大きく二つの方向性があると考えました。

ひとつは、診療・リハビリ・療育など、子供に対して直接実施する専門的な支援であり、もうひとつは、普段の生活場面における理解促進、環境設定を進めるために、学校・幼稚園・保育所などに対して行う、アウトリーチなどの支援です。

こども未来センターの開設にあたっては、この構造を念頭におきつつ、それぞれの層ごとに、必要な支援を実施していけるようなしくみをつくり、取り組むこととしています。

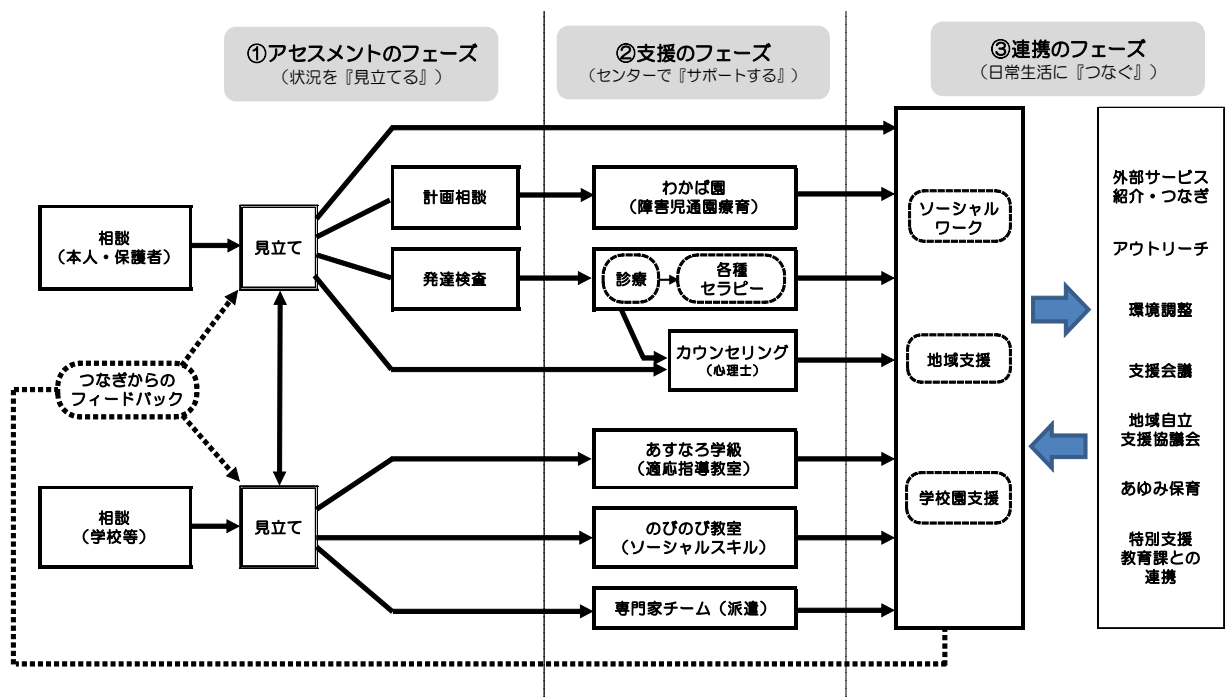


## 3 こども未来センターの支援サイクル

こども未来センターは、福祉・教育・医療の枠組みを越え、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていくため、3つのフェーズからなる「支援のサイクル」を構築しています。

最初のフェーズでは相談窓口が、相談内容に応じて必要な支援の「見立て」を行うものです。次のフェーズでは（必要性に応じて）専門的な支援を提供するものです。そして最後のフェーズは日常生活に関わる関係者とのへの連携を形作る、というものです。

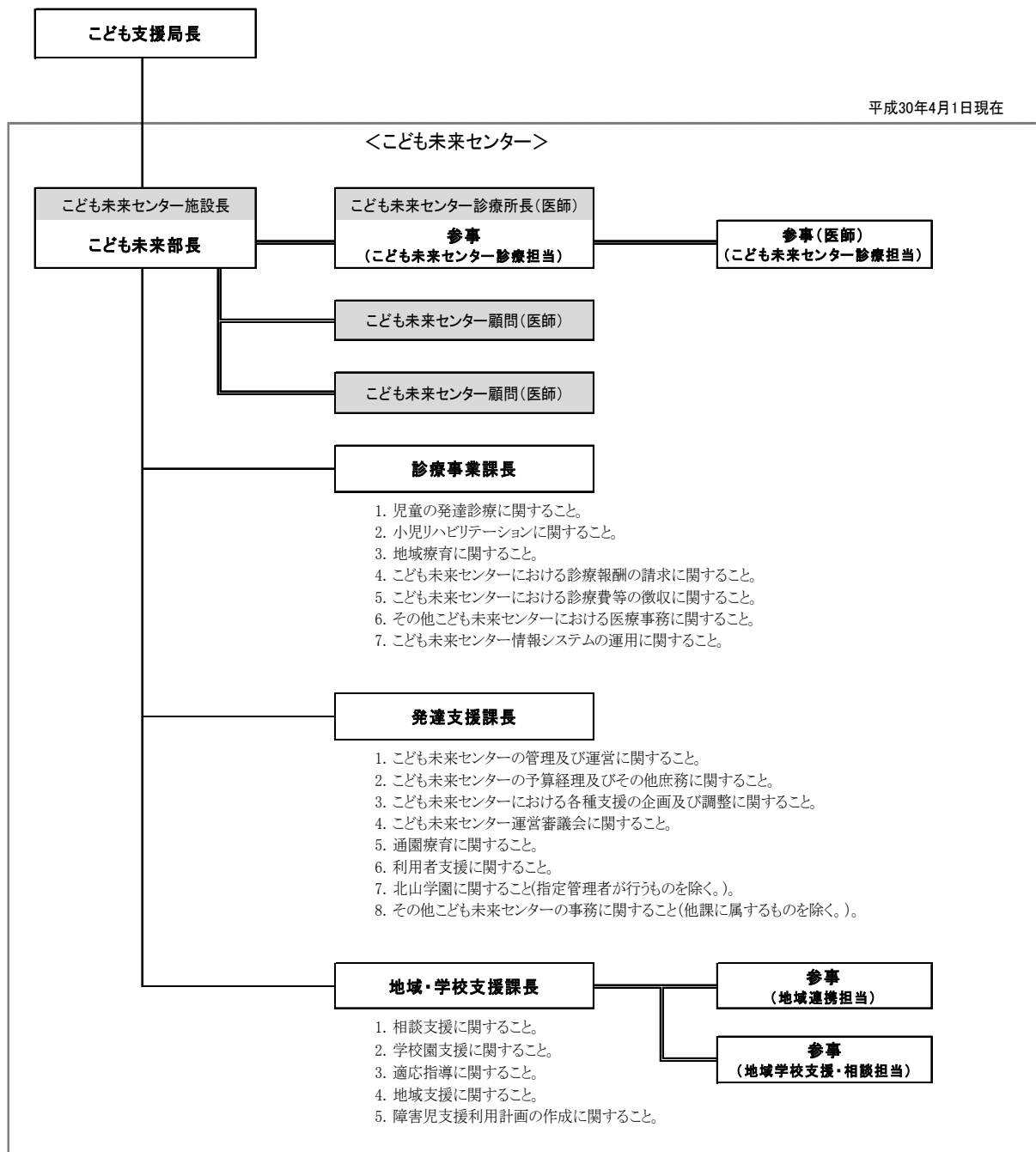
3つのフェーズは、1回流して終わりではなく、『③連携』のあとにそのフィードバックを再び『①アセスメント』に戻し、“支援のサイクル”を形成し、回しながら、支援の精度をさせつつ、関係者による支援ネットワークを構築することを企図しています。



## II こども未来センターの概要

### 1 組織運営

#### (1) 組織と事務分掌 (平成 30 年度)



(2) 職員数 (平成 30 年 6 月 1 日現在)

	職員数				平成30年6月1日現在			
		正規 (*1)	(内訳)		【再掲】部門別職員数			
			嘱託	臨時等 (*2)	部長級・ 参事	診療 事業課 (*3)	発達 支援課 (*4)	地域・ 学校 支援課
医師	12	2	5	5	2	10		
看護師	7	2	3	2		7		
理学療法士 (PT)	6	4	2			6		
作業療法士 (OT)	6	3	3			6		
言語聴覚士 (ST)	7	4	3			7		
心理療法士	14	4	10		1	3		10
保健師	1	1						1
保育士	17	9	4	4			17	
栄養士	1		1				1	
調理師	2		1	1			2	
指導主事	5	5			1			4
相談員 (社会福祉士等)	3	1	2					3
計画相談支援専門員	4		4					4
スクールソーシャルワーカー	2		2					2
指導員	1		1					1
適応指導相談員	4		4					4
事務	14	10	1	3	1	6	6	1
自動車運転手	1	1					1	
計	107	46	46	15	5	45	27	30

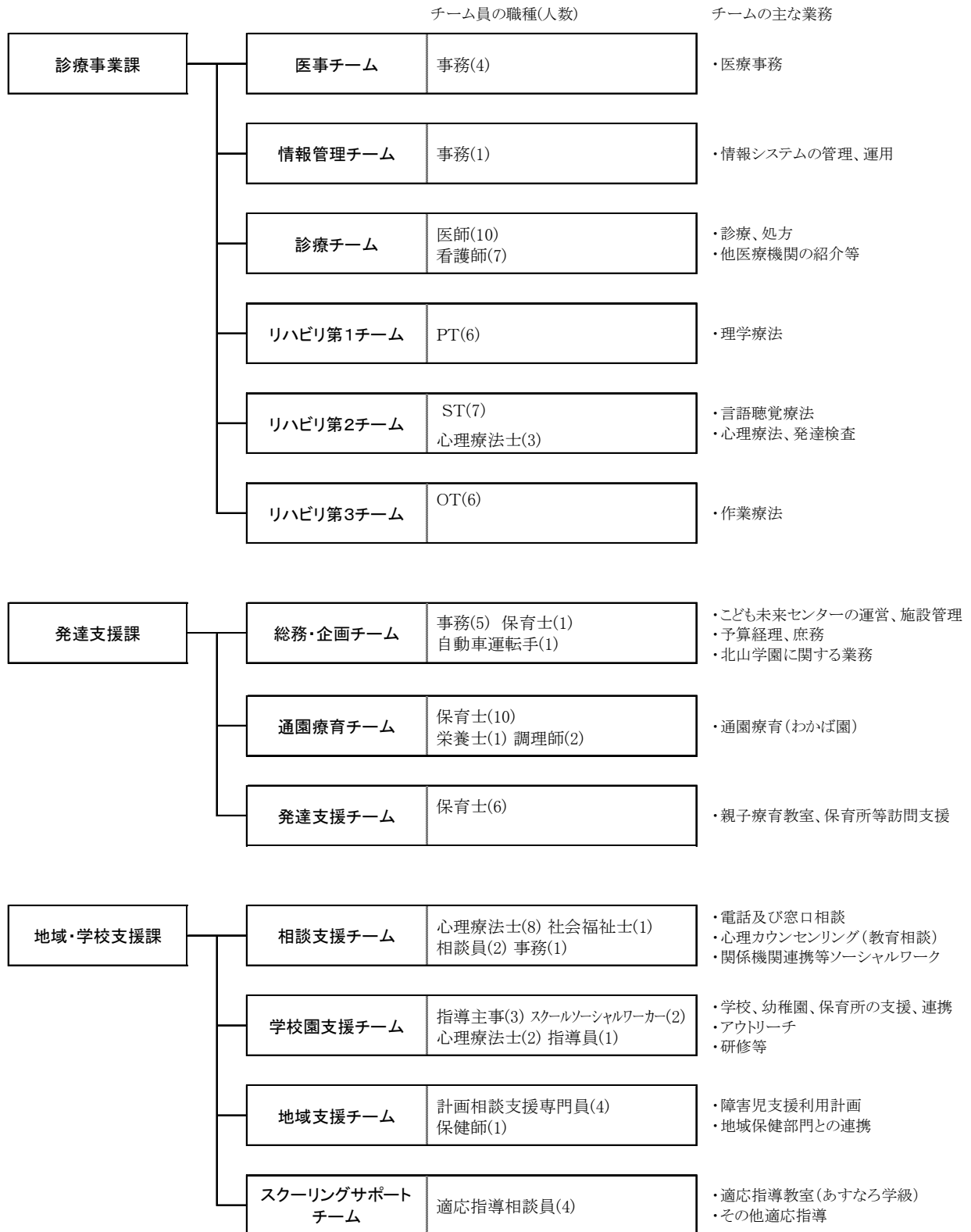
\*1) 正規の人数には、併任の指導主事(参事級)1名を含む

\*2) 臨時等の人数には、応援医師5名を含む

\*3) 地域・学校支援課の相談員1名(正規)は、有資格者採用の事務職として相談業務に従事(相談員としてカウント)。



### (3) チーム編成 (平成 30 年 6 月 1 日現在)



#### (4) こども未来センター運営審議会

##### ア 担当事務

西宮市立こども未来センターの運営に関する調査及び審議

##### イ 根拠規定

西宮市附属機関条例

##### ウ 委員名簿

選任区分	委員氏名	性別	職業等
学識経験者(会長)	井澤 信三	男	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授
学識経験者(副会長)	新澤 伸子	女	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科教授
医療関係者	折山 文子	女	西宮市医師会
福祉又は教育に関わる者	酒井 修一郎	男	元西宮市立養護学校校長
福祉又は教育に関わる者	吉田 知英	男	西宮市中心身障害児者団体 連絡協議会副代表
福祉又は教育に関わる者	田村 三佳子	女	西宮市地域自立支援協議会 こども部会部会員
福祉又は教育に関わる者	上野 武利	男	西宮市社会福祉協議会 事務局長
福祉又は教育に関わる者	古川 勝	男	西宮市児童通所支援連絡会 会長
福祉又は教育に関わる者	高瀬 京子	女	西宮市民生委員・児童委員会
市民	塘 綾子	女	公募市民

任期 平成 32 年 5 月 23 日まで

## エ 開催情報

年度	回	日時	議題
28	第1回	平成28年5月24日(火) 14:30~16:30	役員選出、 今後の審議のあり方について 等
	第2回	平成28年11月8日(火) 14:00~16:00	平成28年度上半期各種事業の進捗状況について 前回審議会での意見・要望について 西宮市立こども未来センターの課題について
29	第1回	平成29年5月29日(月) 14:30~16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度各種事業の実績について</li> <li>・平成29年度新規事業について</li> <li>・前回審議会での意見・要望について</li> <li>・こども未来センターの課題について</li> <li>・こども未来センターの役割について</li> </ul>
	第2回	平成29年11月16日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回運営審議会 審議等のまとめ</li> <li>・平成29年度業務実施の概要について</li> <li>・平成29年度新規・拡充事業について</li> <li>・こども未来センターへの意見・提案について</li> </ul>
30	第1回	平成30年7月12日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選任について</li> <li>・西宮市立こども未来センターの概要について</li> <li>・平成29年度各種事業の実績について</li> <li>・平成30年度主要な事業について</li> </ul>

## 2 施設案内

### (1) 施設概要

#### ア 建物構造等

所在地	西宮市高畑町2番77号		
竣工年月日	平成27年7月31日		
開所年月日	平成27年9月1日		
建設費	1,093,600千円(設計施工一括発注方式)		
構造	鉄骨造(地上5階建)		
敷地面積	2,327.66 m <sup>2</sup>		
容積対象床面積	4,112.58 m <sup>2</sup>	5階	157.19 m <sup>2</sup>
		4階	699.59 m <sup>2</sup>
		3階	1,125.73 m <sup>2</sup>
		2階	1,280.12 m <sup>2</sup>
		1階	849.95 m <sup>2</sup>
(参考)	旧わかば園	床面積	990 m <sup>2</sup>
	旧スクーリングサポートセンター	床面積	1,100 m <sup>2</sup>



## イ 年表

### ① (旧) わかば園

1967(S42)年	6月	肢体不自由児療育センター「西宮市立わかば園」が市単独事業として開園、事業を開始。
1969(S44)年	8月	厚生省より児童福祉法に基づく肢体不自由児通園設として認可。
1974(S49)年	8月	介助制度発足。
1984(S59)年	5月	常勤医師の園長就任。「わかば園診療所」のオープン化。
1991(H3)年	4月	5歳児単独通園制度発足。
1994(H6)年	3月	身体障害者福祉法に基づく更正(育成)医療機関に指定。
	4月	外来児を養護学校生徒まで拡大。
1996(H8)年	4月	訪問療育開始。
1999(H11)年	10月	ボランティア制度導入。
2000(H12)年	10月	障害児(者)地域療育等支援事業「わかばエール」開始。
2006(H18)年	10月	障害者自立支援法の施行に伴う、児童福祉法改正により、「わかば園」の契約形態が措置から契約に移行する。診療所は更生(育成)医療機関から自立支援医療機関へ移行。「わかばエール」は療育相談事業(市単独事業)と障害児等療育支援事業(県委託事業)として継続。
2008(H20)年	4月	西宮市の中核市移行に伴い、「わかばエール」の障害児等療育支援事業が県委託事業から市の事業へと移行。
2011(H23)年	4月	相互通園制度による知的障害児の通園を一部開始
2012(H24)年	4月	児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターへ移行
2014(H26)年	4月	県の指定を受け「障害児相談支援」及び「計画相談支援」を開始
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にとまない、(旧)わかば園の業務終了

### ② (旧) スクリーニングサポートセンター

1952(S27)年	4月	教育研究所(西宮市教育委員会指導課内)の創設。西宮市教育委員会における教育相談業務を、学校や保護者の要請に応じて実施。
1958(S33)年	3月	教育研修所の独立、移転。「教育相談室」の新設。
1959(S34)年	3月	教育相談室兼観察室、プレイルームの確保。これにより、遊戯療法が可能となる。
1985(S60)年	4月	総合教育センター開設。センター内に「教育相談室」を移設。教育相談の分室として適応指導教室「あすなる学級」設置(旧西宮西高等学校内) 「学校教育相談」推進のため、教職員研修や研究委託の実施。
2000(H12)年	4月	適応指導教室「あすなる学級」を総合教育センター内に移転。
2006(H18)年	4月	「西宮市スクリーニングサポートセンター」開設 来所相談・電話相談事業、教育相談員派遣事業、学校復帰支援事業
2015(H27)年	8月	こども未来センター開所にとまない、(旧)スクリーニングサポートセンターとしての業務終了

## (2) 各室・設備等の紹介

### <1階>



<p><b>エントランス (玄関)</b></p>	<p>エントランスは、施設全体の主な出入り口となります。混雑を避けるため十分なスペースを設けるとともに、屋外用バギー置場も設けています。</p> <p>なお、こども未来センターでは、主に衛生上の観点から玄関で靴を脱ぎ、スリッパに履き替えていただいておりますが、そのための来所者用の靴箱（156人分）も設置するとともに、靴の着脱をゆったりとおこなっていただけるよう、腰掛けを設置しています。（なお、車椅子、バギーで来られた方のためには、泥落としマットを設置しているほか、清拭用具を備えております。）</p>
<p><b>総合受付 サロン</b></p>	<p>エントランスから入ってすぐに、総合受付を設け、施設全体の案内を行っています。総合受付の後ろには、保護者や利用者が休憩や語らいに利用いただけるサロンを配置しています。サロンには掲示板、情報コーナーを設けているほか、授乳室やプレイエリアも設け、おもちゃ、絵本なども備えています。</p>
<p><b>面談室</b></p>	<p>サロンから個別対応が必要な場合、移動して話を聞くスペース。準個室的な空間としてプライバシーが守られる環境としています。</p>
<p><b>授乳室</b></p>	<p>保護者が授乳をするスペースです。</p>
<p><b>通園療育 「わかば園」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室</li> <li>・遊戯室</li> <li>・医務室</li> <li>・バギー置場</li> </ul>	<p>保育室を6室、遊戯室を1室設け、安全に配慮するとともに、明るい雰囲気の中で安心して過ごせるように設計されています。保育室2と3、保育室4と5、遊戯室には可動式間仕切り（パーティション）を設置しており、利用形態にあわせてフレキシブルな活用ができる仕様になっています。</p> <p>また、保育室4・5・6の前にはデッキを設け、保育室のすぐ近くに屋外でも遊べる空間をつくっています。</p>
<p><b>こどもトイレ 2箇所</b></p>	<p>こどもトイレは各保育室に隣接して設けられており、子供の利用しやすさに配慮して、各種の衛生機器や便器等を配置しています。</p>
<p><b>調理室</b></p>	<p>わかば園での給食の提供を行うために、動線を考慮し、保育室と同じフロアに配置し、すぐに配膳できるようにしています。調理室の機器類はオール電化となっています。また、調理室専用の搬入口を設けています。</p>
<p><b>園庭</b></p>	<p>園庭は園児の遊び場として特に重要であり、南側の日当たりの良い位置に設けています。基本的に芝生敷の園児にやさしい園庭としているほか、多様な植栽、築山の造成など、豊かな緑空間の形成をめざしています。</p> <p>園庭の周囲には、花や実のなる木や常緑樹を中心に、季節を感じられる樹木を植樹しています。園庭には、ブランコ、滑り台などの遊具のほか、遮光ネット設置用のポール、ミストシャワー、災害時用の井戸などを設置しています。</p>
<p><b>駐車場</b></p>	<p>駐車場は、乗用車22台、軽自動車1台の駐車スペースを確保しています。駐車が少ない時間帯には、エントランス前スペースをロータリーとして使用できる設計としており、車寄せ部分には、庇を設け、雨の日でも、スムーズに乗降が可能となっています。</p>



サロン



わかば園廊下

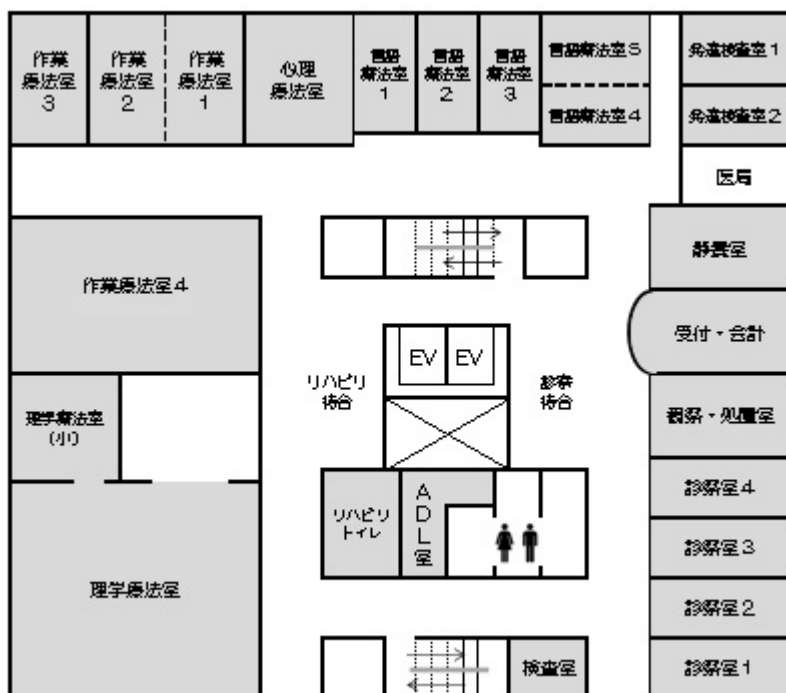


保育室 4・5



こどもトイレ

< 2階 >



受付・会計 診察待合 リハビリ待合	<p>診療部門は2階に集約しています。エレベーターホール近くに受付・会計（業務委託）を設け、利用者の誘導、案内を行っています。</p> <p>待合スペースは落ち着いた色調でまとめるとともに、診療部門とリハビリ部門にはそれぞれの待合を設けることで、各室へのスムーズな動線計画を図っています。</p>
診察室	<p>通常の病院などと比較すると、色調など落ち着いた雰囲気になっていますが、これは気軽に、安心して来所していただけるようにという考え方に基いて設計されました。診察室は4室で同時診察が可能となっています。また、診察室の裏に専用通路を設け、医療スタッフの迅速な移動や対応ができる設計となっています。</p>
観察・処置室	<p>リハビリ前の診察や身体計測、急変時の処置などを行なう部屋です。</p>
静養室	<p>体調の悪化や、パニックの時などに子供が静かに落ち着ける部屋です。</p>
医局	<p>医師の執務室として利用する部屋です。</p>
理学療法室 (PT室)	<p>理学療法室では粗大運動（座位、歩行など）の獲得や、姿勢の保持・変換などの訓練を行います。（歩行訓練などを行うため、あるいは大道具を使うため）広いスペースと階段などの移動の練習に使う器具が設置されているのが特徴です。理学療法室には大と小を設けており、利用者の状況に応じて使い分けをすることが可能です。</p>
作業療法室 (OT室)	<p>作業療法室は4室設けています。作業療法室1～3室では将来の自立や社会生活への適応につながる各種の訓練を行います。また、可動式間仕切り（パーティション）を設置している部屋もあり、利用形態にあわせてフレキシブルな活用が可能です。</p> <p>作業療法室4は、スウィングやボールプールなど、各種の器具が備えられています。</p>
言語聴覚療法室 (ST室)	<p>言語聴覚療法室は5室設けていて、ことばやコミュニケーション、食事に関する訓練を行います。一部の部屋にはパーティションを設置しており、集団と個別のそれぞれの訓練の必要性に応じてフレキシブルに利用できるようになっています。</p>
ADL室 リハビリトイレ	<p>ADL（Activities of Daily Living）室には普段の生活に近い環境の部屋（キッチン、風呂など）を設けています。また、ADL室の隣には、リハビリトイレを設けており、これらの部屋で日常生活の動作訓練を行います。</p>
発達検査室	<p>子供の発達検査を行うための部屋を2室設けています。</p>
検査室	<p>検査室を設けており、主に脳波検査や聴覚検査を行います。</p>





診療受付・待合



理学療法室（PT室）



作業療法室（OT室4）

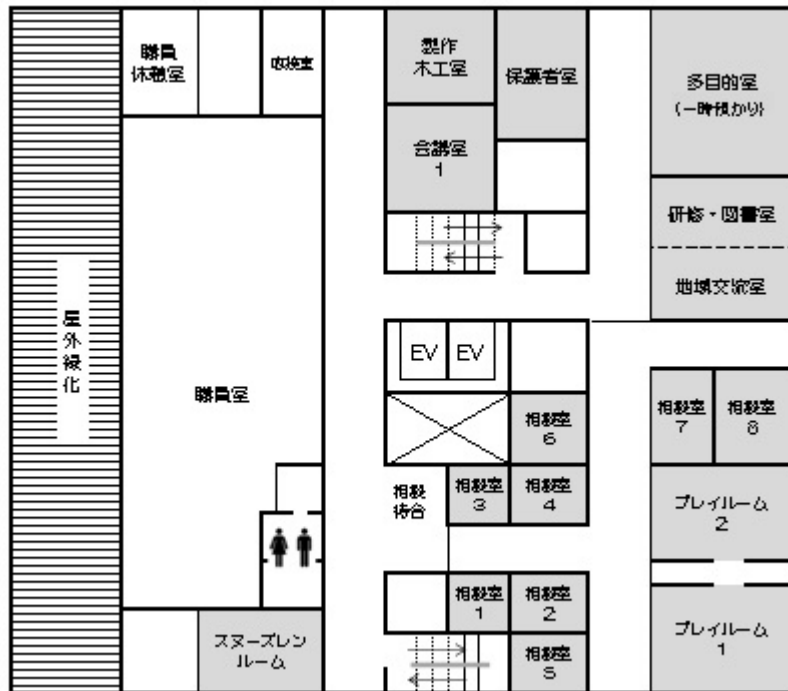


↑言語療法室（ST室4・5）



↑ADL室

< 3階 >



<p>事務室</p>	<p>職員間の相互連携を円滑に行うことをめざし、3階北側に全部門共通の職員室を配置しています。職員室では個人情報の管理等を考慮し、セキュアなエリア設計を行い、来客者の対応などは、受付カウンターで行う設計となっています（夜間はドアの施錠の他、カウンターをシャッターで閉鎖）。 空調・放送・防災などの施設の総合的な管理も職員室で行うことができます。</p>
<p>職員休憩室</p>	<p>職員が昼食等の休憩時に使用する部屋です（流し台・給湯スペースを含む）。</p>
<p>応接室</p>	<p>来客対応などに使用します。</p>
<p>会議室 1</p>	<p>内部の会議・作業等に利用します。</p>
<p>地域交流室 研修図書室</p>	<p>地域交流・地域団体の活動、ボランティアや保護者のサークル活動、職員研修・症例検討・専門図書室として使用しています。 支援会議や地域交流などに活用しています。</p>
<p>相談室 プレイルーム</p>	<p>プライバシーにも配慮して、落ち着いた空間で相談等ができるよう、相談エリアを区画する設計としています。 相談エリア内に大小の相談室を8室、プレイルームを2室設置しています。プレイルームでは、心理カウンセリングのほか、箱庭療法なども実施可能となっています。</p>
<p>多目的室 (一時預かり)</p>	<p>診療・リハビリ中に、きょうだい（未就学）を預けることができるスペースを設けています（要申込・有料）。乳児と幼児のコーナーを分離し、安心して、子供を預けることができる設計です。</p>
<p>スヌーズレン ルーム</p>	<p>光や音、触覚等を伝える道具を組み合わせ、ありのままの自分が受け止められ、自分で選び、自分のペースで楽しむことができるようなリラクゼーション活動を提供する空間として設計されています。 ※スヌーズレンの語源は2つのオランダ語、スニッフレン&lt;クンクンとあたりを探索する&gt;、ドゥースレン&lt;ウトウトくつろぐ&gt;から造られた造語であり、「自由に探索したり、くつろぐ」様子を表しています。</p>
<p>製作木工室</p>	<p>作業時の騒音に考慮し、下階のリハビリ部門の訓練室とは、離れた位置に設けられています。各種の木工機械や関連器具などを設置しています。</p>



相談エリア廊下



相談室 5

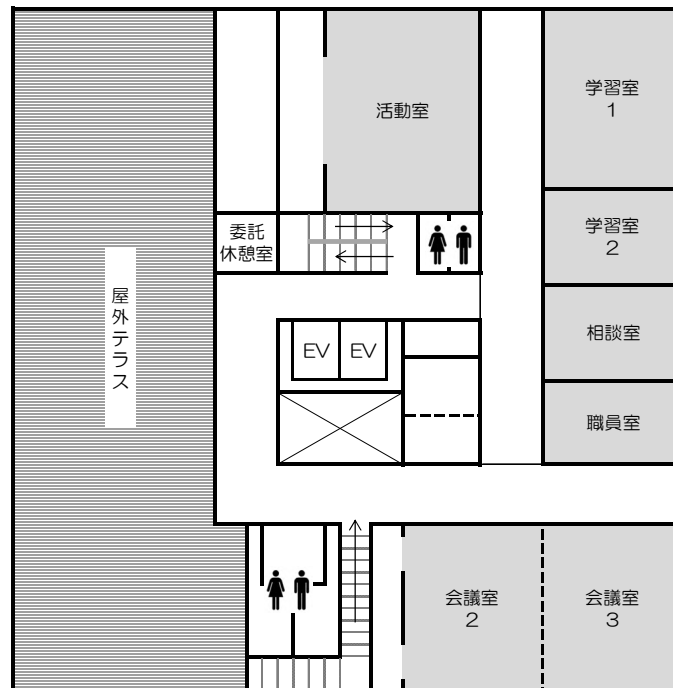


スヌーズレンルーム



多目的室（一時預かり）

< 4 階 >



<p><b>学習室</b> (あすなる学級)</p>	<p>学校復帰をめざすためのあすなる学級が用いる教室です。学習室は2室設けており、大人数で授業を行う大きな教室と、子供の状況に合わせて個別に学習ができる小さな部屋が設置されています。</p>
<p><b>活動室</b> (あすなる学級)</p>	<p>学習室では行えない、音楽やレクリエーション活動をする際に利用します。</p>
<p><b>相談室</b> (あすなる学級)</p>	<p>子供の適応相談、進路相談、個別学習室として使用します。また、学校関係者との面談室としても使用しています。</p>
<p><b>職員室</b> (あすなる学級)</p>	<p>あすなる学級のための職員室は、子供の居場所のすぐ近くに設置されています。</p>
<p><b>委託業者休憩室</b></p>	<p>清掃、受付・会計業務委託業者職員の休憩用のスペースです。</p>
<p><b>会議室 2・3</b></p>	<p>プロジェクター・音響設備を備え、大人数が集まる講演会や会議などが開催可能です。また、パーティションを備えており、区分して使用することも可能です。 災害時には福祉避難所として活用することを想定しています。</p>
<p><b>屋外テラス</b></p>	<p>屋上緑化を行い、リラックスできる空間です。まとまったスペースが確保されており、体を動かしたり軽い運動をしたりすることができます。また、児童等による施設内菜園の設備も設置されています。</p>



あすなろ学級廊下



学習室 1 (あすなろ学級)

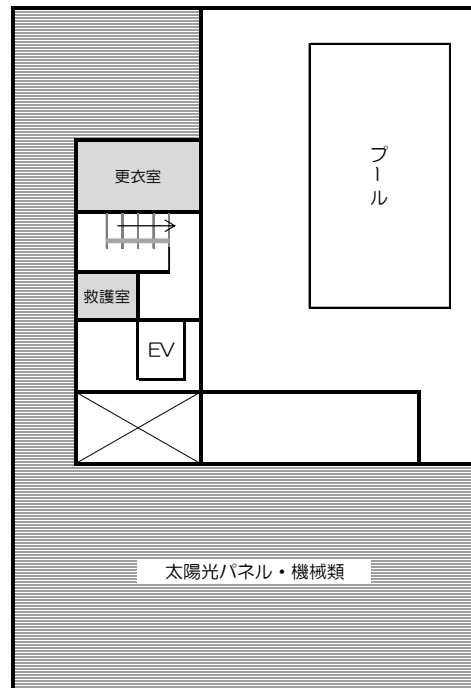


会議室 2・3



屋外テラス

## <5階・屋上>



プール	わかば園（通園療育部門）が夏に使用するプールです。屋上に設置されており、大きさは水深0.7m、幅6m、長さ12mとなっています。プールサイドは防滑性の床とし周囲は壁を立ち上げる、手摺を設ける等、安全に配慮しています。
救護室	遊泳中に気分が悪くなったり、けがをしたりした場合の応急処置を行う部屋です。
更衣室・倉庫	その他、プールに付随する諸室として、園児及び保護者の更衣室、プール利用時に用いる遊具、補助具等を収納するための倉庫を設置しています。
洗濯室	通園・リハビリ等に使用する子供用タオルや汚物洗いに使用します。
屋上	屋上は、空調室外機、キュービクル等の設備機械置場となっています。振動や騒音対策を行い周辺に配慮します。また、太陽光発電パネルを設置しており、平均2.5kw/h程度の発電が可能です。

## <各階共通・その他設備>

ライトコート (光庭、吹き抜け)	正方形平面でも無窓居室を避けるため中央にライトコート（吹抜）を配置しています。ライトコートは採光を満たすと同時に、施設の性格上長くなりがちな廊下の自然排煙口としても機能するしくみです。
トイレ	各階に男女別および多目的トイレを設置しています。 1階（1）、2階（1）、3階（1）、4階（2）
倉庫	施設の実用上、収納物品が多くなるため、倉庫を各階に配置しています。 1階（4）、2階（7）、3階（5）、4階（3）、5階（1）
防災設備	自家発電機、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難用滑り台、救助袋、非常警報設備、放送設備、県警ホットライン、誘導灯 など



プール



更衣室



太陽光発電機



多目的トイレ

### (3) アクセス



駐車場はありますが、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いしています。

電 車： 阪急電鉄 「西宮北口駅」から南東へ 850m

バ ス： 阪急バス 「高畑町」から南西へ 360m

阪急バス 「西宮営業所前」から東へ 250m

自動車： 近隣に有料駐車場あり

ショウワパーク高畑町から 西隣り

トラストパーク西宮高畑住宅から 南へ 200m

タイムズ西宮中島町から 西へ 400m



### 3 広報・周知

子ども未来センターを市民に周知し、必要な支援につなげていく上で広報は重要な意味を有しています。広報の基本メッセージは「子供の発達や育ちに関する不安や悩みがあるならば、子ども未来センターに相談してほしい」というものとなっています。

#### (1) 子ども未来センター開所時の市政ニュース紙面

# 西宮

## 市政

### 8/25

Nishinomiya City News

平成27年(2015年)

今号の主な記事 1464号

- ◇ 敬老月間に開催するイベント等を紹介……………2面
- ◇ 白水峡公園墓地への墓参バスの利用者募集……………2面
- ◇ 保育所の短期体験・園庭開放……………3面
- ◇ 保健だより……………4面
- ◇ 国勢調査にご協力を……………8面
- ◇ 西宮湯川科学記念子ども科学教室を開催……………8面

●発行(毎月10・25日)／西宮市役所:〒662-8567 六瀬寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>

●編集/政策局戦略部広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo\_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/>

## 9/1 子ども未来センター開所

子ども未来センターは、「西宮市立わかば園」と「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、**福祉・教育・医療が連携して、さまざまな悩みや不安のある子供に対し、切れ目のない一貫した支援**を行っています。

問 発達支援課(0798・65・1936)

子供に関する不安や悩み  
何でも相談してください

**心身の発達や育ちが心配です…**

- ・言葉がなかなか出てこない
- ・身体の発達に遅れがあるような気がする

**学校に行きたがらないんです…**

- ・友達とうまく遊べない
- ・学習のつまずきや遅れが心配

**障害のある子の子育てについて相談したい**

- ・福祉サービスについて聞きたい



まずは気軽に  
お電話ください  
(0798・65・1881)



●専門の相談員がさまざまな悩みや不安に対して、相談に応じます。

●必要に応じて、来所相談(予約制)を行います。

▲子供も保護者もくつろげるサロン

●●●● Q & A センターについて知ろう ●●●●

**Q：どんなサポートが受けられるの？**

**A①：専門的なりハビリテーション**

- ・18歳までの子供の運動発達の遅れや言葉の発達の遅れがある場合、必要に応じて医師が診察を行います。診察の結果、医療的サポートが必要であれば、医師、理学療法士、言語療法士、作業療法士などによる専門的なりハビリテーションなどを受けることができます。

**A②：通園による障害児保育(療育)**

- ・小学校入学前の子で発達に課題がある場合、基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間関係を築くことなどを目指した通園療育を受けることができます。

**A③：学校復帰へ向けた支援**

- ・不登校などの場合、適応指導教室「あすなる学級」で、長期間学校に登校できない状態にある西宮市立の小・中学生を対象に、学習活動や体験的な活動を行い、学校の復帰を目指した支援を行います。

**A④：学校や幼稚園、保育所などと連携**

- 必要に応じて、相談者の同意を得たうえで、学校園や保育所、関係機関等と連携し、つながりある支援を行います。

**Q：いつ相談できるの？**

**A：土曜でも大丈夫！**

相談 受付時間	月曜～土曜の午前9時～午後7時 (土曜は5時まで)
------------	------------------------------

**Q：どこにあるの？**



アクセス：阪急西宮北口駅から南東へ850m。阪急バス「高畑町」から南西へ360m、「西宮営業所前」から東へ250m。

## (2) パンフレット『こども未来センターってどんなところ？』

大手前大学メディア・芸術学部と協働でパンフレットを作成しました。

乳幼児から就学前の子供の保護者を対象に、子供の育ち、幼稚園、保育所などでの学習や過ごし方について実際の事例を取り入れつつ、悩みや心配事についても気軽に相談してもらえるよう、マンガやイラストを多用しているのが特徴です。

このパンフレットは、ホームページに掲載しているほか、冊子を保育所、幼稚園、子育て支援施設、保健福祉センターなど、子育て中の保護者が来られる施設に配布を行っています。



### III 事業概要

#### 1 相談支援

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じます。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
電話相談	<p>こども未来センター利用のすべての入口となるのが電話相談です。</p> <p>悩みや不安、今の状況などを伺い、対応の方向性を一緒に考えます。(月～金曜日の 9:00～19:00、土曜日の 9:00～17:00 に受付。日曜・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>3,727 件</p> <p>(3,529 件)</p>
来所相談	<p>センターでのさまざまな支援サービスを利用したり、関係機関との連携を検討する場合は、相談員が面談をさせていただき、もう少し詳しくお話を伺います。</p> <p>相談内容を踏まえ、センター内の各種支援や、関係機関との連携などによる支援につないでいきます。</p>	<p>2,625 件</p> <p>(2,914 件)</p>
訪問・その他	<p>相談支援は原則的に電話、来所で実施しますが、必要な場合に相談員が訪問したり、各種支援会議を主催あるいは参加したりします。</p>	<p>309 件</p> <p>(557 件)</p>

#### (1) 電話相談・来所相談

<電話相談・来所相談等実績>					
	H25	H26	H27	H28	H29
相談件数	5,612	5,408	6,593	7,000	6,661
電話	1,960	1,911	2,635	3,529	3,727
来所	2,693	2,516	3,028	2,914	2,625
訪問	58	41	136	416	222
メール・その他	901	940	794	141	87

**<平成29年度相談内容別集計（A）>**

内容 A	電話	来所	訪問	メール	その他	計
	3,727	2,625	222	13	74	6,661
いじめ	7	0	0	0	0	7
不登校	602	873	6	2	20	1,503
進路・学習	343	193	2	2	8	548
友人関係	30	10	0	0	0	40
異性・性	11	2	1	0	0	14
親子関係	128	44	4	0	3	179
しつけ・子育て	219	137	1	1	1	359
身体・健康・発達障害	1,989	968	163	3	9	3,132
性格	76	301	2	1	2	382
非社会的問題行動	21	2	1	2	2	28
学校・教師の指導	74	38	1	0	2	115
反社会的問題行動	22	3	0	0	0	25
その他	205	54	41	2	27	329

※兵庫県「ひょうごっ子悩み相談センター」への報告内容

**<平成29年度相談内容別集計（B）>**

内容 B	電話	来所	訪問	メール	その他	計
	3,727	2,625	222	13	74	6,661
健康・医療	1,078	822	2	4	9	1,915
障害や病状の理解	754	452	1	3	9	1,219
福祉サービスの利用等	482	82	179	2	2	747
家計・経済	5	1	0	0	0	6
生活技術	5	1	0	0	0	6
社会参加・余暇活動	16	10	0	0	1	27
保育・教育	502	307	9	0	11	829
就労	2	1	0	0	0	3
不安の解消・情緒安定	326	212	2	1	6	547
家族関係・人間関係	210	122	5	1	3	341
権利擁護	10	0	2	0	0	12
その他	337	615	22	2	33	1,009

※西宮市生活支援課への「障害児等療育支援事業実施施設事業実施報告」

## (2) 保護者支援

### ア 保護者の交流の場の提供

保護者同士が気軽に話せる交流の場として定期的に、暖・暖↑（ダウン症児の保護者の会）の企画や、その他保護者からのご希望に応じて交流の場を設定しています（人数は延べ数）。

#### <交流の場の提供の実績>

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
暖・暖↑	3回 (21人)	3回 (27人)	3回 (13人)	3回 (18人)	3回 (18人)	3回 (19人)	0回 (0人)	0回 (0人)	1回 (10人)

### イ みやっこファイル

「みやっこファイル」は発達支援などが必要な方が、適切で一貫した支援や配慮が得られるために作成された、個人情報を集積したものです。“生育歴”や“わが子の紹介”のように保護者が記入するページの他、関係機関の記録や情報は自由にはさんでいく形式にしています。

また、「みやっこファイルかき方教室」について、現在は中断しておりますが、平成30年度より再開し、普及に努めています。

#### <みやっこファイルかき方教室実績>

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
かきかた 教室	-	-	5回 (20人)	12回 (22人)	7回 (11人)	8回 (16人)	0回 (0人)	0回 (0人)	0回(※) (0人)

(※)H29は準備会を実施

### ウ ペアレントトレーニング

こども未来センターの医師が発達障害児の保護者を対象にグループワークを通して我が子の課題に気づき、適切な対応ができるように指導、助言を行います。

#### 【グループ編成】

- 3グループ実施（各グループ月1回、6回シリーズ）
- ・初級グループ（第1金曜日）
- ・中級グループ（第4金曜日）
- ・中級グループ〔2回以上受講者〕（第3金曜日）

#### <ペアレントトレーニング実績>

	H27	H28	H29
初級グループ	14人	10人	9人
中級グループ(新)	10人	10人	8人
中級グループ(継)	12人	15人	21人
計	36人	35人	38人

### エ ペアレント・プログラム（平成29年度より実施）

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として、平成29年度からペアレント・プログラムを行っています。

平成30年度は、こども未来センターでの実施に加えて、地域保健課との共催事業として中央と山口の保健福祉センターでも実施する予定です。

<ペアレント・プログラム実績> (実人数・延人数)

- 【こども未来センター】  
 2グループ実施 (各グループ7回シリーズ)  
 ・3歳児～未就学児の子供をもつ保護者  
 ・小学生の子供をもつ保護者
- 【中央・山口保健福祉センター】  
 ・3歳児～未就学児の子供をもつ保護者  
 (7回シリーズ)

こども未来センター		H29
3歳児～未就学児の子供をもつ保護者		8人・52人
小学生の子供をもつ保護者		9人・53人
計		17人・105人

**オ 発達障害の学習会**

子供の発達をもっと知って、もっとうまく関わって、育児をもっとやりやすくして、子育てを楽しめるように、そして保護者が気軽に話せる交流の場とするために企画された3回シリーズの学習会で年に2セット開催します。

事前アンケートに基づく具体的な困りごとに対するグループディスカッションを行い、発達障害への理解と毎日の育児に生かせるような関わり方を学習します。支援グッズの作製、福祉サービスや進路など役立つ情報の提供もしています。

講師はこども未来センターのスタッフで、訓練開始待機中又は訓練中の就学前児の保護者を対象に行います。

**プログラム内容**

- <第1回> ・困った行動の背景と対応法 (心理療法士)  
 ・子どもとの関係づくりとことばの育ち (言語聴覚士)
- <第2回> ・実習体験：バランス・協調的動きを育てる (理学療法士)  
 ・こどもの目線で考えるかかわり方とは? (作業療法士)
- <第3回> ・福祉サービスや就園・就学について (地域・学校支援課)  
 ・日常に役立つ絵カード作り (保育士)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
学習会	56人	74人	35人	36人	42人	55人

**カ ライフスキル・コミュニケーションスキル講習会 (平成30年度より実施)**

発達障害の子供たちの発達 (認知) 特性を理解し、その理解に基づいた関わり方を知るための講習会。家庭で実践できるように実習形式で実施します。

講師はこども未来センター医師等のスタッフで、初診後の就学前と就学後の子供の保護者を対象に、それぞれ4回シリーズで開催します。

**プログラム内容**

【就学前の子供の保護者】

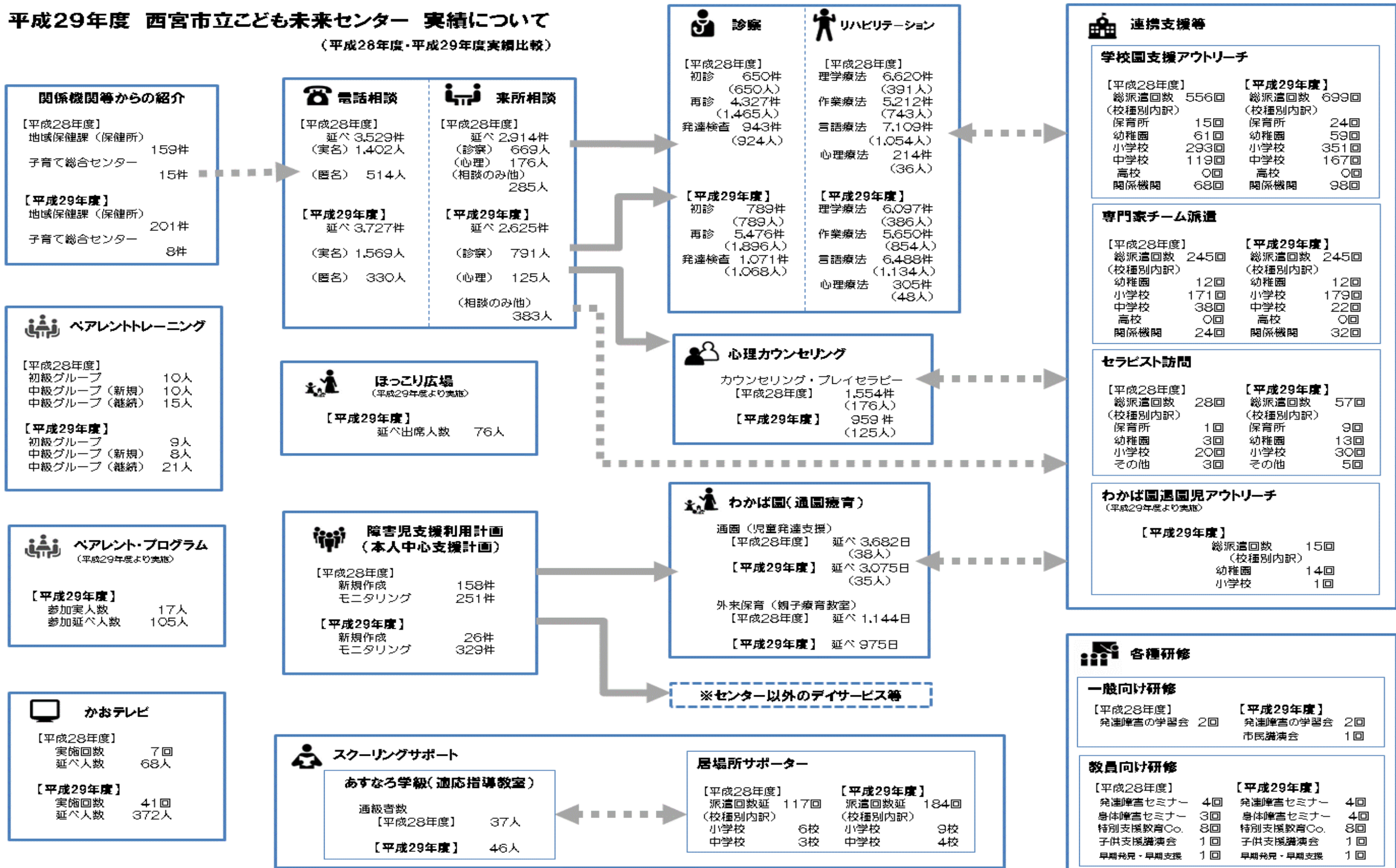
- <第1回> 発達特性に応じた日々の関わり方のコツ・ポイント!
- <第2回> ライフスキルトレーニングもコツ：もっとできるをふやす!
- <第3回> 上手なことば・コミュニケーションの引き出し方のコツ・ポイント!
- <第4回> 豊かな育ちのための遊びを親子で楽しもう!

【就学後の子供の保護者】

- <第1回> 発達特性に応じた日々の関わり方のコツ・ポイント!
- <第2回> ライフスキルトレーニングもコツ：実用的・応用的な生活動作を伸ばす!
- <第3回> コミュニケーションスキルを伸ばす!
- <第4回> 見る力・聞く力・運動・巧緻動作を伸ばす!

### (3) 相談後のつなぎ

## 平成29年度 西宮市立子ども未来センター 実績について (平成28年度・平成29年度実績比較)



#### (4) かおテレビ（視線計測装置）

子供の社会性（人への興味や指さしへの反応等）の発達について、保護者と客観的な結果を共有し、子供の発達の理解を深めてもらうためのツールとして、かおテレビを使用しています。

子供を大人の膝の上に乗せてテレビ画面に映る動画（全23画面）を約2分間見てもらいます。

子供の視線の軌跡が表示された動画を保護者と一緒にふり返り、その結果から読み取れる子供の傾向等を説明しています。

平成29年度は、地域保健課が実施する1歳6か月児健康診査に併設する会場（塩瀬公民館・山口保健福祉センター・鳴尾中央センター）と子育て総合センター、こども未来センターでかおテレビを体験する事業を行ないました。平成30年度も引き続き同会場で実施しています。

#### <かおテレビ実績>

(実施回数・延人数)

	H28	H29
塩瀬公民館	3回・30人	6回・57人
山口保健福祉センター	4回・38人	6回・54人
鳴尾中央センター	—	9回・80人
子育て総合センター	—	10回・93人
こども未来センター	—	10回・88人
計	7回・68人	41回・372人

## 2 計画相談支援（本人中心支援計画）

障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」（障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称）の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図ります。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
新規作成	<p>障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、子供の保護者からの依頼を受け、その子供が最も適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員が関係機関との連絡調整及び共通理解を図るための計画書を作成します。</p> <p>※平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、原則として障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する際に計画の作成が必要になりました。</p>	<p>新規作成件数 26件 (158件)</p>
モニタリング	<p>支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行い、計画の見直しを行います。</p>	<p>モニタリング件数 329件 (251件)</p>
支援会議	<p>本人を中心とした計画作成について、本人（保護者）、関係施設（学校園、児童デイ等）の関係者、担当相談支援専門員が協議します。</p>	<p>開催件数 223件 (347件)</p>
訪問	<p>相談支援専門員が、本人の自宅を訪問して日常生活全般の状況を伺い、課題等の把握を行います。</p>	<p>訪問件数 342件 (58件)</p>

#### <計画相談支援実績>

(単位:件)

	H27	H28	H29
新規作成	92	158	26
モニタリング	57	251	329



### 3 診察・小児リハビリテーション

#### (1) 診療所

こども未来センター診療所は、センター内における医療的な側面からの支援を行うのが主な業務です。診療所の特徴は、単に診療だけを行うのではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っているところにあります。

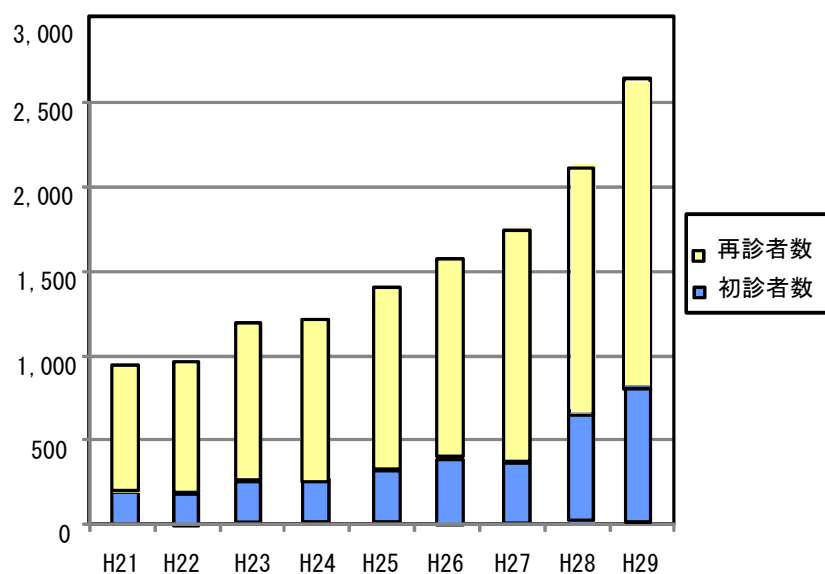
診療所内で、さまざまな小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）や心理療法を行うだけでなく、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した、各種の支援などにも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援を目指しています。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
診察 (小児科・整形外科・児童精神科)	18歳までの身体・知的・発達に関する診療を行います。	利用者数 2,685人 (2,115人) 延利用件数 6,265件 (4,977件)
小児リハビリテーション (理学療法・作業療法・言語聴覚療法)	医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーションを実施します。	
心理療法	医師の処方に基づき、心理士がカウンセリングや発達検査を行います。	
わかば園園児の健康管理・療育支援	わかば園(通園療育部門)園児の健康管理のほか、療育支援を行います。	
各種の技術指導等 (障害児等療育支援事業)	必要に応じて、利用者や学校園等に対する技術指導などを行います。	
関係医療機関との連携	必要に応じて、地域や専門の医療機関の紹介や情報共有を行います。	

#### ① 診察実績

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
外来診療者数	936	968	1,174	1,215	1,382	1,558	1,726	2,115	2,685
外来初診者数	195	188	241	257	310	390	359	650	789
外来再診者数	741	780	933	958	1,072	1,168	1,367	1,465	1,896



## ②初診者数の状況

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
療育初診数	195	188	241	257	310	390	359	650	789
運動発達障害(①+②)	64	71	62	64	80	107	88	88	76
①脳性麻痺 うち低体重出生(内数)	14 (5)	13 (4)	11 (9)	11 (7)	13 (5)	15 (7)	16 (6)	3 (3)	6 (3)
②その他の運動障害 うち低体重出生(内数)	50 (14)	58 (31)	51 (16)	53 (16)	67 (31)	92 (28)	72 (8)	85 (6)	70 (11)
精神発達障害(③+④+⑤)	120	107	163	171	200	238	220	452	535
③知的障害	16	14	16	12	41	37	28	68	91
④自閉性障害	81	80	138	148	157	190	179	329	334
⑤LD/ADHD等	23	13	9	11	2	11	13	55	110
言語性発達遅滞						39	47	75	114
その他	11	10	16	22	30	6	4	35	64

## <年齢別内訳>

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29
0歳代	34	37	37	39	35
1歳代	42	61	43	52	51
2歳代	47	50	45	91	103
3歳代	55	81	65	104	117
4歳代	29	46	26	76	70
5歳代	29	28	36	45	83
6歳代	16	19	20	40	63
7歳代	15	11	10	39	54
8歳代	12	15	21	33	51
9歳代	13	11	24	38	34
10歳代	8	9	12	28	30
11歳代	3	8	4	17	37
12歳代	3	4	3	14	22
13歳代	1	7	5	16	21
14歳代	3	3	3	11	15
15歳代	0	0	5	4	1
16歳代	0	0	0	2	1
17歳代	0	0	0	1	1
18歳代	0	0	0	0	0
計	310	390	359	650	789

## <紹介元内訳>

(単位:人)

紹介元	H25	H26	H27	H28	H29
保健福祉センター (地域保健)	91	123	98	159	202
医療機関(病院・開業医)	74	99	81	105	117
紹介以外(利用者 関係・直接)	60	80	63	138	177
療育機関 (転入ケース含む)	27	13	28	39	32
小学校・中学校	16	24	34	75	112
幼稚園・保育所	14	21	22	52	84
子ども家庭センター	5	8	10	9	11
市役所	5	3	9	38	22
子育て総合センター	3	5	6	15	8
総合教育センター	2	6	3	14	9
その他	13	8	5	6	15
計	310	390	359	650	789

③リハビリ（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）利用者数推移

(単位:人)

	H25			H26			H27			H28			H29		
	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST	PT	OT	ST
脳性麻痺	104	47	23	106	47	34	112	60	35	115	70	45	111	67	44
中枢神経疾患後遺症	17	4	8	14	1	3	15	4	5	16	5	5	19	5	6
先天性脳形成不全	2	1	0	1	1	0	6	4	5	7	5	7	5	4	5
難治性てんかん	0	0	0	0	0	0	5	4	3	6	3	3	5	3	3
染色体遺伝子疾患	47	32	42	55	29	48	68	41	60	63	42	68	52	44	65
神経筋疾患	6	3	1	7	6	4	7	6	4	9	6	5	9	5	3
筋・骨格・運動器疾患	8	1	2	9	4	4	10	5	1	10	7	1	7	8	0
精神運動発達遅滞	23	13	23	29	15	27	22	29	18	19	36	22	16	28	24
運動発達遅滞	56	7	1	77	7	8	86	6	7	117	10	20	123	17	22
その他の運動障害	12	0	0	13	0	0	6	3	1	3	2	1	4	3	0
協調運動障害	3	7	1	5	11	2	8	13	4	7	23	4	8	24	4
自閉症スペクトラム障害(ASD)	1	152	360	2	230	417	5	265	481	11	433	626	11	485	654
学習障害(LD)	0	5	1	0	3	1	0	2	44	1	15	62	1	25	55
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	7	3	0	9	8	0	7	6	0	16	12	0	28	18
知的障害	0	42	49	0	46	65	3	30	57	2	57	97	1	75	126
その他	0	5	36	0	3	51	3	0	38	5	13	76	14	33	105
計	279	326	550	318	412	672	356	479	769	391	743	1,054	386	854	1,134

## (2) 理学療法 (PT : Physical Therapy)

理学療法とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に、主に運動などの手段を用いて行われる治療法です。

理学療法の直接的な目的は運動機能の改善で、日常生活活動(ADL)の改善を図り、最終的には生活の質(QOL)の向上を目指すものです。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
理学療法	何らかの原因で運動発達の遅れや運動機能に困難さがある乳幼児から18歳までの児童	子供の持っている潜在能力や発達の力を育て、様々な日常生活の活動性や自立度の向上に取り組み、子供(とその家族)が住んでいる地域の中で現在や将来にわたり、少しでも心身ともに健やかに、豊かな生活が送れるように支援します。	利用者数 386人 (391人) 延利用件数 6,097件 (6,620件)

### <PT外来実人数(平成29年度)>

(単位:人)

年齢 診断名	0						1						2						3						合計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18						
	小1						小2						小3						小4						
脳性麻痺	0	3	4	8	7	7	8	5	6	7	4	8	8	3	8	5	6	8	6	111					
中枢神経疾患後遺症	1	2	1	0	3	1	0	2	2	1	0	1	0	1	1	2	0	0	1	19					
先天性脳形成不全	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5					
難治性てんかん	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5					
染色体遺伝子疾患	2	5	2	7	7	9	2	4	5	1	1	0	1	2	0	0	1	2	1	52					
神経筋疾患	0	0	0	0	1	1	2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9					
筋・骨格・運動器疾患	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7					
精神運動発達遅滞	0	2	1	1	2	1	0	2	1	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	16					
運動発達遅滞	2	40	36	30	6	3	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	123					
その他の運動障害	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4					
協調運動障害	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	8					
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	11					
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1					
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1					
その他	2	3	1	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14					
計	8	55	48	55	33	25	18	17	17	15	12	16	13	6	12	7	9	10	10	386					

### <補装具・福祉用具(車いす、座位保持装置など)の製作支援・相談>

補装具・福祉用具を作製する際には、理学療法士が子供の特性等を配慮して製作支援、相談に応じています。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
製作支援・相談	183	183	171	176	203	159	116	124	107

### (3) 作業療法 (OT : Occupational Therapy)

作業療法は、発達時期に障害を受けた子供達に対して、遊びを中心とした色々な作業活動を利用して、個々の子供の発達課題（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達など）や現在、将来にわたる生活を考慮した治療を行います。また、たとえ障害があっても家庭や学校、社会で生き生きと生活ができるように指導、援助を行います。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
作業療法	何らかの原因で運動機能・感覚機能・認知機能に困難さがあり、育てにくさや個々の技能の獲得のしにくさ、幼稚園・学校などへの不適応が生じている0歳から18歳までの児童	<p>家庭生活や学校生活で、生き生きとその人らしい生活ができるように、子供とご家族に以下の目的の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆粗大運動機能の発達を促す（座位・立位・移動動作など）</li> <li>◆巧緻運動機能の発達を促す（つかむ・つまむ・はなす・両手動作・目と手の協調）</li> <li>◆日常生活活動能力の発達を促す（食事・更衣・排泄・入浴・学習などの技能）</li> <li>◆学習基礎能力の発達を促す（方向・形・数・色・大きさなどの概念発達）</li> <li>◆心理社会性の発達を促す（小集団の運動遊び・ゲーム等を通し対人面・自己統制能力・役割遂行など）</li> </ul>	<p>利用者数 854人 (743人)</p> <p>延利用件数 5,650件 (5,212件)</p>
グループ作業療法	小学生 中学生	<p>運動遊び、机上作業を中心とした様々なグループ活動を通じて、友達と協力して活動するために、ルールを理解、動きのコントロール、友達の気持ちを考える、自分の思いをうまく表現する、などを学び、友達とのふれあいを楽しみ、共同作業に自信が持てるようにしていきます。</p> <p>保護者には、集団内の子供の様子を見ていただき、子供の発達についての理解を深め、今回、子供が学んだスキル・経験を家庭、学校生活に活かせるように、具体的な関わり方や対応を保護者の方と一緒に考えていきます。</p>	<p>4グループ(4グループ) (低学年・高学年・女子・中学生) 計 24人(23人) 延 34回(34回)</p>

### < OT外来実人数 (平成29年度) >

(単位:人)

診断名	年齢																		計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		18
	小						中						高							
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
脳性麻痺	0	1	1	6	6	6	6	4	5	5	6	5	6	0	6	1	1	0	2	67
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
先天性脳形成不全	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
難治性てんかん	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
染色体遺伝子疾患	0	0	0	5	4	9	1	10	6	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	44
神経筋疾患	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
筋・骨格・運動器疾患	0	0	0	0	0	1	2	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8
精神運動発達遅滞	0	0	0	3	2	5	1	3	6	3	1	2	1	1	0	0	0	0	0	28
運動発達遅滞	0	0	0	5	4	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
その他の運動障害	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
協調運動障害	0	0	0	2	2	1	5	9	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	24
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	3	11	31	41	62	57	54	55	48	37	41	20	14	6	4	1	0	485
学習障害(LD)	0	0	0	0	0	1	0	1	3	3	3	8	5	0	1	0	0	0	0	25
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	0	1	2	4	4	6	5	2	2	1	0	0	0	1	0	0	28
知的障害	0	0	2	1	4	13	13	9	8	9	6	2	2	3	1	1	1	0	0	75
その他	0	0	1	4	4	6	9	3	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	33
計	0	2	8	37	61	89	108	108	95	86	71	61	59	27	23	8	8	1	2	854

#### (4) 言語聴覚療法 (ST : Speech-Language-Hearing Therapy)

言語聴覚療法とは、発声発語機能、言語機能、聴覚機能、高次脳機能、摂食・嚥下機能、コミュニケーション機能に障害のある人などに対して、言語聴覚士が検査、訓練および助言、指導その他の援助などの専門的関わりによって、対象者の機能の獲得や維持・向上を図り、生活の質の向上を支援します。

区分	対象	概要	利用実績(前年度)
言語聴覚療法	音声や言語、嚥下・摂食等に遅れや問題のある乳幼児から18歳までの児童	<p>子供の発達段階に応じて、遊びを取り入れながら個々の目標とする課題に取り組み、保護者にもその目的を説明し、家庭での具体的な関わりにつながるよう指導します。また、センター内の他職種との連携だけでなく、必要に応じ保護者の承諾を得て子供が所属する関係機関の先生方とも連携をとりながら治療を進めます。</p> <p>◆音声や発音の問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、正しい発音を獲得するための指導を行います。</p> <p>◆コミュニケーションの問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、運動やいろいろな感覚を通して、子供の理解を助けることばかけの仕方やことばを引き出すための関わり方について治療を行い、保護者にも家庭での具体的な対応方法について指導、援助を行います。</p> <p>◆嚥下や摂食の問題に対して、機能を向上させることや、安全に食事ができることを目的に治療を行います。保護者に対しても適切な食形態や食事介助の仕方を指導します。</p>	<p>利用者数 1,134人 (1,054人)</p> <p>延利用件数 6,488件 (7,109件)</p>
		<p>友達と関わっていく上で必要なことばの理解や正しいことばの使い方の学習を促します。特に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供同士のやりとりを活発に行う</li> <li>・子供同士で協力する・相手の話に耳を傾ける</li> <li>・状況を理解して協力する</li> </ul> <p>などを目的とし、幼稚園・保育所とも連携をとります。また、報告書を作成し、学校生活にスムーズに引き継ぎます。</p>	<p>3グループ(3グループ) 計 18人(18人) 延 36回(36回)</p>
集団言語聴覚療法	学齢児	<p>小集団の中で友達との関わり方や、学校生活に必要なコミュニケーションスキルを学習し、友達とのやりとりの経験を積み、自信をつけ学校生活につなげます。</p> <p>また、保護者にも支援方法を伝え、報告書を作成し、担任教師との連携に役立てていただきます。</p>	<p>[低学年] 3グループ(3グループ) 計 18人(18人) 延 36回(36回)</p> <p>[高学年] 1グループ(1グループ) 計 6名(6名) 延 11回(11回)</p>

<ST外来実人数(平成29年度)>

(単位:人)

診断名	年齢							7						13			16			計
	0	1	2	3	4	5	6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	
脳性麻痺	0	2	1	6	6	3	3	4	4	2	3	4	4	0	0	0	2	0	0	44
中枢神経疾患後遺症	0	0	0	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
先天性脳形成不全	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
難治性てんかん	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
染色体遺伝子疾患	2	1	2	7	9	15	5	9	5	3	1	3	3	0	0	0	0	0	0	65
神経筋疾患	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
筋・骨格・運動器疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神運動発達遅滞	0	0	2	6	3	3	3	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
運動発達遅滞	0	0	8	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
その他の運動障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協調運動障害	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4
自閉症スペクトラム障害(ASD)	0	0	10	55	78	97	100	74	70	49	50	27	19	13	6	2	2	1	1	654
学習障害(LD)	0	0	1	7	8	10	13	4	6	2	0	0	3	1	0	0	0	0	0	55
注意欠陥・多動性障害(ADHD)	0	0	0	2	1	0	8	1	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	18
知的障害	0	0	1	13	34	21	21	13	5	6	2	3	4	1	2	0	0	0	0	126
その他	1	0	10	18	12	13	18	13	9	4	0	4	1	2	0	0	0	0	0	105
計	3	4	35	122	159	166	176	123	106	71	57	42	37	17	8	2	4	1	1	1,134

(5) 心理療法

心理士が、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、問題解決のサポートを行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)	
心理療法	<p>子供を対象として、必要なケースには、「遊戯療法」「カウンセリング」を行い、子供の心の安定に努めています。</p> <p>子供は、自分の思いを言葉ではまだ十分に表現できないことも多く、遊戯療法では「あそび」の中で心の中にあるものを自由に表現してもらっています。そして、心理士との信頼関係の中で、気持ちを整理する機会を持ったり、本来の力を発揮して自ら成長するお手伝いをしています。</p> <p>保護者のみのカウンセリングや親子で並行して心理療法を実施する場合があります。</p>	利用者数	48人 (36人)
		延べ利用件数	305件 (214件)
発達検査	<p>子供の発達状況や発達のバランスを客観的に知るために必要に応じて行います。診断の際に利用したり、今後の療育方針を立てる上でも役立てていきます。</p>	利用者数	1,068人 (924人)
		延べ利用件数	1,071件 (943件)

<心理療法実績>

(単位:件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
心理療法	119	77	69	276	321	345	145	214	305
発達検査	496	442	560	569	589	634	676	943	1,071

### <一時預かり事業>

より集中しやすい環境で、こども未来センターを利用してもらうことを目的に、リハビリ・相談等対象児童のきょうだいの一時預かりを業務委託により行っています。

【対象】 生後8か月以上の就学前児童      【費用】 1時間300円  
【委託先】 社会福祉法人 桜谷福祉会

	H27	H28	H29
新規登録者数	200人	181人	135人
利用実績(キャンセルは含まない)	1,090回	2,067回	1,913回
60分(1枠)	1,038回	1,883回	1,801回
120分(2枠)	52回	184回	112回
(参考)キャンセル数	195件	453件	416件



## 4 通所支援

就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、保育士による療育を行っています。子供の日常生活を大切に、子供と保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような豊かな親子関係を大切にしています。

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
通園療育 「わかば園」	2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児	<p>基本的な生活習慣を大切にし、一人一人に応じた安定した身体づくりをしていきます。</p> <p>安心して遊べる環境をつくり、さまざまな遊びの提供をしていき、親子で楽しく遊ぶ中で、豊かな親子関係を築いていきます。</p> <p>一人一人の持っている力を生活や遊びの具体的な場で発揮出来るよう援助していき、毎日の生活がより広がり、充実したものになるよう、いろいろな経験を積み重ねていきます。</p>	<p>在籍者数 35人 (38人)</p> <p>延保育回数 3,075回 (3,682回)</p>

### (1) 通園療育(福祉型児童発達支援センター「わかば園」)

#### ア わかば園の概要

2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談(育児相談、栄養相談、進路相談など)その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事なども行います。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っています。

わかば園では、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしています(親子通園)。

#### <親子通園のキーワード>

たのしむ	親子で一緒に遊んで、楽しさを共感しましょう
つながる	いろいろな人と出会って、つながりを豊かにしていきましょう
まなぶ	他の親子や先輩からも、たくさん学びましょう
きづく	子供の姿や移り変わりから、うれしい気づきを見つけましょう

#### イ わかば園のクラス編成と保育の流れ(平成30年6月1日現在)

通園対象			組	保育日数 (予定)	通園日				
障害種別	年齢	在籍人数			月	火	水	木	金
肢体不自由	2・3歳	8	つき	88			○		○
	4・5歳	9	ほし	127	○	○		○	
知的・発達	2歳	6	うさぎ	169	○		○	○	○
	2・3歳	5	ぱんだ	88		○		○	
	3歳	10	ぞう	169	○	○	○		○
計		38							

時間	活動
9:40	順次タクシー登園、診察、検温
	出席ノート、身辺整理
10:00	集まり、名前呼び、歌、ふれあい遊び
	各クラスに応じた保育
	季節の遊び、製作
	身体を使った遊び、感触遊び
11:50	給食
12:35	ゆったり保育(保護者が食事をする間の分離保育)
13:00	個々に応じた活動
13:40	おかえり
14:00	タクシー降園

※保育は1限 50 分、一日3限で実施しています。

1 限目 (10:00 ~10:50)

2 限目 (11:00 ~11:50)

3 限目 (13:00 ~13:50)

※毎週木曜日 年長、年中クラスで音楽療法(どれみクラブ)を実施。

## ウ 年間行事・給食・保護者支援

### ①年間行事

月	行事
4 月	療育説明会・一学期開始・クラス懇談会
5 月	クラス進路勉強会(クラス毎)
6 月	歯科検診・保護者参加デー
7 月	療育公開日・養護学校見学(4歳児親子)・救急法講習 プール開き・夏祭り・家族参加デー
8 月	家族参加デー・一学期終了・夏休み
9 月	二学期開始
10 月	わかばっこ広場・遠足(肢体)・園外保育(発達)
11 月	療育公開日
12 月	クリスマス会・二学期終了・冬休み
1 月	三学期開始
2 月	
3 月	卒園式

※誕生会はクラス毎に実施

※その他開催予定

公立保育所交流 など

## ②給食

わかば園の給食は公立保育所の献立に基づいて実施するとともに、衛生管理を徹底し、安全な給食提供が出来るよう努めています。

また、園児の摂食機能に応じた食事形態（普通食、刻み食、ミキサー食）やアレルギー食、ケトン食、注入食などの特別食にも対応した給食提供を行います。必要に応じて、栄養指導を行います。

### <園児の食事形態>

ごはん		おかず		特別食	
普通	23	普通	20	アレルギー食 (卵)	1
軟飯	7	ミキサー (ムース食)	9	アレルギー食 (卵・乳)	1
お粥	3	刻み食	4	アレルギーミキサー (卵・乳・カニ・エビ・ナッツ)	2
				アレルギー食 (食べられるものが限られている)	1
				経管栄養 (小麦アレルギー)	1
ミキサー粥				経管栄養 (卵・大豆・小麦アレルギー)	1
計	33	計	33	計	7

## ③保護者支援

### 【クラス懇談】

保護者一人一人のニーズや評価会議で検討した援助内容をもとに懇談を行います。学期に一回の懇談に加え、必要に応じて随時懇談を行います。

### 【保護者研修】

公立の幼稚園・養護学校・北山学園などの見学、卒退園児の保護者による子育てや進路についての経験談を聞く機会を設けています。

### 【家族参観】

保護者及び家族に日頃の療育内容について知ってもらい、理解を深めてもらいます。

## エ 通園方法

わかば園への通園方法は、原則として利用者1～2組を1グループとして、各家庭と園をタクシーで送迎します（グループの組み合わせは園が指定）。

また、平成30年度より医療的ケアの必要な園児とその保護者の通園手段の確保のため、一定の条件のもと福祉タクシーでの送迎を実施しています。

### 【分離保育プログラム】

子供たちの自立・自律に向けて、就学1年前の利用児（5歳児）を対象に、分離保育で療育を実施しています。

### 【並行通園プログラム】

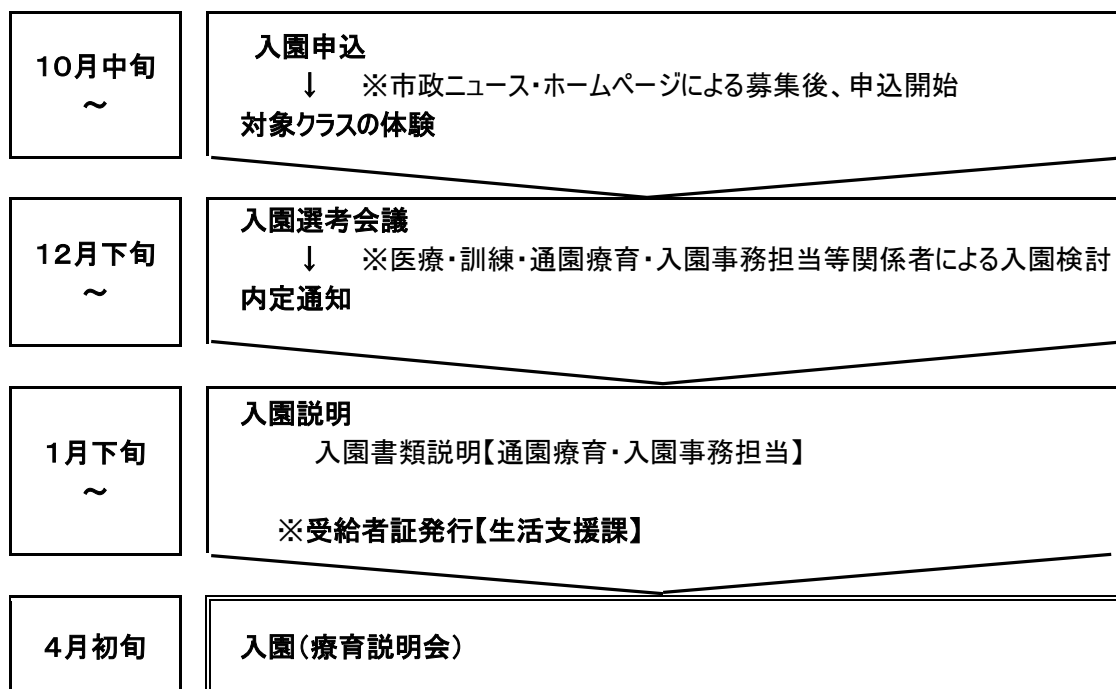
子供が地域の保育所や幼稚園を利用しながら、わかば園通園療育を受ける並行通園プログラムを実施しています。

### 【介助通園制度】

園児の保護者が病気、出産などのために親子通園が困難な場合、センター職員が介助を行うことにより、療育を継続することのできる制度があります。

場合	期間
保護者が病気、家族の介護のため2週間以上通園が困難になった場合	上限3か月
保護者が妊娠のため通園が困難となった場合	産前8週間、産後12週間 多胎の場合 産前14週間 32週未満の早産の場合は、予定日から12週まで

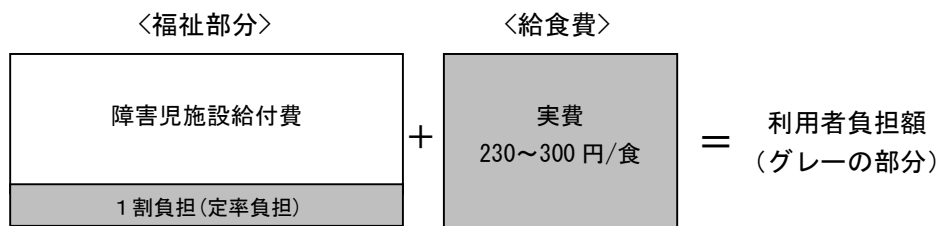
## オ 入園の流れ



## カ 利用料・利用者負担

### ①利用料のしくみ

利用者負担額は、福祉部分の各定率負担分と給食費（実費）の合計。



- \* 1日の福祉部分の利用料は、タクシー通園制度により配車したタクシーに乗車した時点で支払い義務が発生し、各自で登園（自力登園）される方については、登園した時点で支払い義務が発生する。
- \* 食費は、当日午前9時20分までに連絡がなければ、キャンセル料（実費分）を徴収する。
- \* 障害児施設給付費は、保護者に代わり代理請求、代理受領する。

(月額)	通園使用料	給食費(1食)	所得区分の認定方法
生活保護	0円	230円	生活保護受給世帯
低所得	0円	230円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
所得1	4,600円	250円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
所得2	37,200円	300円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

### ②利用者負担額の支払方法

利用者負担額は、1ヶ月ごとに翌月20日までに、現金徴収する。

### ③利用者負担の軽減措置等

- ・「通園療育」の月毎の利用者負担の額（福祉部分）は、児童福祉法により上限が定められている。
- ・「通園療育」の利用状況により、当施設への月々の利用者負担は変わる。
- ・福祉部分には多子軽減措置があり、幼稚園・保育所又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う制度。  
(利用者負担額 第2子：半額 第3子以降：0円)
- ・福祉部分の実費負担に対し、毎月の利用者負担額から9,600円を控除した額を補助する制度がある。
- ・児童デイ等を利用した場合、福祉部分について、利用者負担上限額管理が適用される場合があり、利用する場合は、要連絡。
- ・世帯内で介護・福祉サービスを複数受けている場合、高額障害児施設給付費の制度がある。

### ④サービスの利用に関する留意事項

#### <受給者証>

- ・入園時には必ず受給者証「障害児施設受給者証」を提示し、記載事項等に変更があった場合は要連絡。

#### <児童発達支援提供実績記録票>

- ・利用者は、当日提供された通園内容を記載した『児童発達支援提供実績記録票』の内容を確認、捺印する。

**<わかば園の事業実績>**

**①通園児の在籍者数**

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
通園在籍者数(人)	28	28	35	36	31	32	38	38	35
保育回数(延べ)	2,206	2,059	2,983	3,589	3,126	3,603	3,798	3,682	3,075
	2,063	1,903	2,742	3,299	2,903	3,399	3,569	3,541	2,969
	143	156	241	290	223	204	220	141	106

**②通園児の疾患別表**

(単位:人)

疾患区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
脳性まひ	15	13	10	14	7	8	10	11	9
中枢神経疾患後遺症	1	1	2	1	1	2	2	0	0
精神運動発達遅滞	5	7	8	7	5	4	5	3	9
染色体・遺伝子異常	2	2	6	6	8	10	11	10	12
多奇形症候群	2	1	1	0	0	0	0	0	0
難治性てんかん	1	1	1	2	0	1	2	4	1
末梢神経・筋疾患	1	3	2	2	2	1	0	1	0
二分脊椎	0	0	1	1	1	0	0	0	0
その他(自閉症スペクトラム等)	1	0	4	3	7	6	8	9	4
計	28	28	35	36	31	32	38	38	35

**③通園児の移動能力別**

(単位:人)

移動能力別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
移動不可	6	13	9	6	7	8	5
寝返り	7	6	3	6	5	3	4
這う	7	7	2	2	6	3	1
つたい歩き	4	1	0	0	1	1	1
器具による歩行	3	2	5	3	2	4	4
独歩	8	7	12	15	17	19	20
計	35	36	31	32	38	38	35

**④通園児の言語能力別**

(単位:人)

言語能力別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
発声なし	3	6	3	0	0	2	1
発声のみ	15	18	9	12	15	7	14
喃語	8	7	7	4	7	12	5
単語	2	4	7	6	5	5	3
二語文	5	0	3	1	6	5	3
会話	2	1	2	5	5	7	9
計	35	36	31	28	38	38	35

⑤通園児の日常生活能力別

(単位:人)

		H25				H26				H27				H28				H29							
		0歳 ~	2歳 ~	4歳 ~	6歳	0歳 ~	2歳 ~	4歳 ~	6歳	0歳 ~	2歳 ~	4歳 ~	6歳	0歳 ~	2歳 ~	4歳 ~	6歳	0歳 ~	2歳 ~	4歳 ~	6歳				
食事	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	35	0	18	15	2
全介助	15	0	5	6	4	13	0	3	8	2	18	0	10	5	3	13	0	6	3	4	18	0	8	9	1
一部介助	14	0	8	4	2	19	0	12	7	0	17	0	11	5	1	22	0	9	11	2	13	0	7	5	1
自立	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	3	0	1	2	0	4	0	3	1	0
着脱衣	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	35	0	18	15	2
全介助	21	0	7	8	6	22	0	8	12	2	26	0	16	6	4	13	0	7	3	3	17	0	9	7	1
一部介助	9	0	6	3	0	10	0	7	3	0	11	0	6	5	0	25	0	9	13	3	12	0	6	5	1
自立	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	3	3	0
排泄	31	0	14	11	6	32	0	15	15	2	38	0	23	11	4	38	0	16	16	6	35	0	18	15	2
全介助予 告無	26	0	10	10	6	25	0	11	12	2	22	0	13	6	3	22	0	8	8	6	22	0	10	11	1
全介助予 告有	0	0	0	0	0	4	0	1	3	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	0	1	1
一部介助	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	13	0	8	5	0	15	0	7	8	0	5	0	3	2	0
自立	5	0	4	1	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	5	1	0

⑥卒退園児の就園・就学先

(単位:人)

進路	H25		H26		H27		H28		H29	
特別支援学校	西宮養護	5	西宮養護	2	西宮養護	4	西宮養護	6	西宮養護	2
その他の施設等	北山学園	4	北山学園	4	北山学園	2	北山学園	4	北山学園	1
普通校	名塩小	1	用海小	1						
公立保育所	今津南保	1			浜甲子園保	1	今津文協保	1		
	今津文協保	1								
私立保育所									一麦保	1
公立幼稚園	夙川幼	1			用海幼	1	夙川幼	1	大社幼	1
	門戸幼	1					あおぞら幼	1	門戸幼	2
							小松幼	1	春風幼	1
私立幼稚園	こぼと幼	1	すずらん幼	1	阪急幼	1	阪急幼	1	こぼと幼	3
	共同幼	1	こぼと幼	1	こぼと幼	2	こぼと幼	2	すずらん幼	2
			海星マリア幼	1	武庫川幼	1	甲東幼	1	二葉幼	2
			北六甲幼	1	夙川短大幼	1	二葉幼	4	仁川幼	1
			甲武幼	1			聖和幼	2	芦大附属幼	1
			星陵台めぐみ幼	1			光明幼	1	芦屋みどり園	1
			西南幼	1			こひつじ幼	1	西光幼	1
児童発達支援事業所					西宮たんぼぼ	1			さくらっこ園	1
					カチーナ	1			西宮たんぼぼ	1
転居		2				1				2
計		19		13		16		26		23

## キ 療育公開

市内の幼稚園や保育所等、わかば園の園児と関わりのある関係諸機関の職員に対して、療育公開を行っています。

わかば園の現状や日常の療育の様子を見てもらうことで、わかば園についての理解を深めて頂きながら、関係諸機関との連携をはかっています。

### <療育公開実績>

	H28	H29
実施回数	2回	2回
延べ参加人数	68人	84人



## 5 発達支援

取り組み内容	対象	概要	利用実績(前年度)
親子療育教室 (外来保育)	通園療育を行っていない0～3歳児	診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。 親子で楽しくいろいろな遊びをしながら、コミュニケーションを深めていきます。 子育て相談や情報提供などを行うなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。	在籍人数計 451人 (647人) 保育日数計 151日 (205日) 延べ保育日数計 975日 (1,144日) ※親子療育教室の実績を合計
個別保育	満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供	対象の子供に対して、個別保育を提供しています。 保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋がめます。	計 14 回 (22 回)
体験保育	通園や親子療育教室に入る予定の子供	通園療育や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうことを目的に実施します。	計 125 回 (96 回)
ほっこり広場	療育待機中の子供	こども未来センターの相談を受けられた後、療育につながるまでの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う保育です。(平成 29 年度より実施)	延べ出席人数計 76 人
保育所等訪問 支援事業	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	スタッフが保育所・幼稚園・学校等に訪問し、子供が園や学校での生活を楽しく送れるように、個々の特性に配慮し、集団生活における工夫やアドバイスを先生や保護者に行います。	計 14 件 (16 件)

### (1) 親子療育教室 (外来保育)

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に親子教室(集団保育)を実施しています。

診察後に親子で遊びながら子供の発達を促し、保護者にとっては子供の関わり方を具体的に学びながら子育てを支援していくことを目的としています。

また、満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供には個別保育を実施しています。

(本事業は「在宅支援外来療育等指導事業」として実施)。

※利用者負担 いずれも1クール150円

※親子療育教室のクラス編成は、年度により変更になる場合があります。

平成 30 年度 クラス編成					平成 29 年度実績		
クラス名	対象年齢	時間	回数	1クール回数	実人数	保育日数	延べ保育日数
わくわく	2・3歳児	9:20～10:20	週 1 回	16 回	228	91	620
ありんこ	0・1歳児	9:20～10:00 10:30～11:10	月 2 回	—	207	50	333
つぼみ	1歳児～	9:45～10:25	月 2 回	—	16	10	22
計					451	151	975

## ア わくわく（2～3歳児の保護者参加によるグループ保育）

【目的】 親子で楽しく遊ぶことにより、コミュニケーションを深めながら色々な遊びを経験します。また、子育て相談や情報提供を行なうなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。

【回数】 週1回 9時20分～10時20分 1クール16回（概ね3ヶ月間）

【対象】 2・3歳児

### <わくわく参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	延べ在籍人数	28	21	21	27	21	13	19	12	19	14	20	13	228
	保育日数	8	8	9	10	3	6	9	7	7	8	8	8	91
	延べ保育日数	69	71	78	76	18	30	52	39	36	38	46	43	596
平成28年度	延べ在籍人数	19	18	21	26	15	14	14	19	14	14	20	13	207
	保育日数	11	10	13	12	6	7	6	8	6	8	10	5	102
	延べ保育日数	44	49	72	60	34	33	36	40	32	47	48	18	513
平成29年度	延べ在籍人数	21	22	22	26	13	16	16	23	22	15	16	16	228
	保育日数	7	6	10	8	5	9	8	8	10	6	7	7	91
	延べ保育日数	53	56	93	66	31	62	48	43	54	31	44	39	620

## イ ありんこ（0～1歳児の保護者参加による、グループ保育）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊ぶことにより、母子関係を深め、子供の発達を促します。

【回数】 月2回（隔週） 9時20分～10時00分 又は 10時30分～11時10分

【対象】 0・1歳児

### <ありんこ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	延べ在籍人数	21	25	31	33	33	34	37	40	43	49	52	52	450
	保育日数	7	6	8	7	3	3	6	6	5	5	9	6	71
	延べ保育日数	44	57	82	67	33	30	68	53	44	46	78	54	656
平成28年度	延べ在籍人数	15	18	13	24	24	26	28	29	35	43	47	51	353
	保育日数	2	4	4	7	4	6	6	7	8	6	8	8	70
	延べ保育日数	17	17	24	45	24	41	41	43	42	49	68	71	482
平成29年度	延べ在籍人数	9	10	10	9	7	12	19	22	19	27	31	32	207
	保育日数	2	3	2	2	2	3	6	4	5	7	8	6	50
	延べ保育日数	14	18	18	13	9	19	38	33	23	43	48	57	333

### ウ つぼみ（園児対象児ではあるが体力がなく、コンスタントに登園できない子供のクラス）

【目的】 小さな集団の中で、親子で楽しく遊びます。就学前の子供を持つ親同士の交流の場です。子育て相談に応じます。毎週1回来園することで生活リズムを整えます。（園児に向け、コンスタントに来園し体力をつけ、色々な遊びを経験します。）

【回数】 月2回 9時45分～10時25分

【対象】 肢体不自由児 1歳児～

#### <つぼみ参加状況>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度	延べ在籍人数	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5	48
	保育日数	3	3	4	3	1	1	3	2	0	3	3	3	29
	延べ保育日数	5	8	14	8	3	4	9	6	0	11	8	12	88
平成28年度	延べ在籍人数	6	6	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	87
	保育日数	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	33
	延べ保育日数	10	10	13	10	11	15	17	15	13	10	13	12	149
平成29年度	延べ在籍人数	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	4	4	16
	保育日数	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	10
	延べ保育日数	0	0	0	0	0	0	0	4	3	3	6	6	22

### (2) 個別保育

ありんこに入るまでの8ヶ月未満の子供について個別保育を提供しています。保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げていきます。

#### <個別保育参加状況>

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度		3	3	2	2	5	8	11	4	8	7	4	10	67
平成26年度		9	4	5	1	3	5	3	1	1	2	2	4	40
平成27年度		4	5	6	8	4	1	7	5	4	3	1	0	48
平成28年度		1	1	0	3	4	4	2	2	1	1	1	2	22
平成29年度		0	1	3	1	1	1	6	0	0	0	0	1	14

### (3) 体験保育

通園療育「わかば園」や親子療育教室に入るにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、利用児にとっての必要性を確認してもらうために、体験保育を行っています。

#### <体験保育参加状況>

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度		8	17	10	8	2	9	5	10	4	14	28	10	125
平成26年度		5	8	8	3	8	16	12	13	21	31	9	5	139
平成27年度		5	9	8	4	0	6	8	9	6	6	6	5	72
平成28年度		2	3	10	8	5	4	5	20	14	10	14	1	96
平成29年度		8	4	8	9	6	11	13	20	10	14	13	9	125

**(4) ほっこり広場（診察前親子教室）**（平成29年度より実施）

こども未来センターの相談を受けられた後、初診までの間の待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う教室です。

親子の様子を見ながら、必要な支援につなげていきます。

【目的】 初診までの待機期間において、保護者の不安を和らげ、集団で手遊びやふれあい遊び、紙芝居など遊びを通して親と子の関わりを深めることにより、子供の発達を促す。

【回数】 月2回 9時45分～11時00分

【対象】 0～2歳児で、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所などに通っていない子供

**<ほっこり広場参加状況>**

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	延べ在籍人数	0	0	0	6	7	10	12	14	15	15	17	19	115
	保育日数	0	0	0	2	2	2	2	2	2	1	2	2	17
	延べ出席数	0	0	0	9	8	9	6	13	10	2	10	9	76

**(5) 保育所等訪問支援事業**

保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。（有料。世帯の所得に応じた負担）

**<保育所等訪問支援事業>**

		H26	H27	H28	H29
保育所等訪問支援	契約者数	1	2	2	2
	支援回数(*1)	1	3	1	4
	対応件数(*2)	5	16	16	14

(\*1) 支援回数とは、訪問により支援を行った回数

(\*2) 対応件数とは、アセスメントや保護者との面談及び報告の対応件数

**※わかば園卒退園児への支援**

わかば園を卒退園した園児に対しては、地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行っています。

（「わかば園卒退園児アウトリーチ」として「7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援」に記載。）

## 6 スクーリングサポート

不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、学校復帰や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
適応指導 (不登校)	<p>あすなる学級(適応指導教室)は、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、学校への復帰を目標に運営している教室です。</p> <p>あすなる学級では、単に学習の援助だけでなく、通ってくる子どもたちの力を広く育むために、こども未来センターのさまざまなスタッフが連携して、支援等にあたります。</p> <p>あすなる学級では、児童・生徒ひとりひとりの状況にあわせ、学校や保護者と相談しながら、支援を行い、学校復帰をめざして学習支援や心理支援を行います。</p>	<p>児童生徒数 46人 (37人)</p> <p>登校日数 138日 (133日)</p>
居場所サポーター	<p>不登校傾向のある児童生徒に対し、その教室復帰に向けた取り組みをしている市立小中学校に、主として相談室等で学習や心の支援をする居場所サポーターを派遣しています。</p>	<p>小学校 9校(6校) 中学校 4校(3校)</p> <p>学校派遣回数 延 184回(117回)</p>
学習支援	<p>西宮市在家庭学習支援システム(あすなるWebクラブ)</p> <p>Webを活用した学習によって、基礎的・基本的な学力を身につけ、学校復帰やあすなる学級への通級を目指すものです。</p>	<p>利用生徒数 49人 (37人)</p>
学校生活支援	<p>学校生活支援教室(のびのび教室)</p> <p>小学校の通常学級に在籍する児童の内、LD・ADHD・高機能自閉症等により、学校生活で配慮を必要としている児童に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるよう支援するため当該児童の支援を行うとともに、在籍小学校との連携体制づくりを行うことを目的としています。</p>	<p>&lt;前期&gt; 低学年 20人(28人) 高学年 17人(13人)</p> <p>&lt;後期&gt; 低学年 20人(21人) 高学年 17人(14人)</p>

## (1) 適応指導教室（あすなろ学級）

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が学校復帰を果たすことを目的としています。そのため、保護者会（勉強会）を開催する等、保護者や学校と綿密に連携を図っています。

あすなろ学級の通級日は月曜日から木曜日で、人との関わりを深める豊かな体験学習を通して生きる力をはぐくむ諸活動を実施しています。

### 【主な活動内容】

・マイスタディタイム ・教科学習 ・表現活動 ・スポーツタイム

### 【主な体験活動】

・校外学習 ・調理実習 ・農業体験 ・ボランティア活動 ・文化体験活動

		月	火	水	木	金
	9:15～9:25	朝の会				
1	9:30～9:45	読書タイム				
	9:45～10:15	マイスタディタイム				
2	10:25～11:10	国語	算数・数学	英語	体験活動	チャレンジデー
3	11:20～12:05	マイスタディタイム	マイスタディタイム	マイスタディタイム		
	12:05～12:50	昼食・昼休み・相談タイム				
4	12:50～13:20	表現活動	スポーツタイム	交流活動	学習活動	
5	13:30～14:00				チャレンジタイム	
	14:00～14:15	終わりの会				

## <あすなろ学級の児童生徒数>

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童生徒数	48	44	43	46	41	45	33	37	46

平成 29 年度内訳	男子	女子	計
小学生	1	0	1
中学 1 年生	5	7	12
中学 2 年生	10	7	17
中学 3 年生	8	8	16
計	24	22	46

## (2) 居場所サポーター

心理的又は情緒的理由により、教室に入れない、あるいは長期間学校に登校できない状態にある児童生徒の教室復帰に向けた取り組みをしている小中学校に対して、主として相談室等で学習や心の支援をするサポーターを派遣することにより、教室復帰を円滑にすることを目的としています。

### 【派遣するサポーター】

教職を目指す、あるいは臨床心理・社会福祉を学ぶ大学生や大学院生、教員免許取得者等にサポーターとして依頼し、派遣しています。

### 【活動時間】

月曜日～金曜日の週1回、午前または午後の3時間程度。

1校あたり36回までとなります。

## (3) 西宮市在家庭学習支援システム（あすなるWebクラブ）

Webを活用した学習によって、基礎的・基本的な学力を身につけ、学校復帰やあすなる学級への通級を目指すものです。

家庭でパスワードを入力するとシステムに入ることができ、自宅で単元別プリントや、高校入試問題の過去問題の学習をして基礎学力を高めるものです。小学校の教材もあり、個々のレベルに合わせて学習することができます。



あすなるWebクラブ  
マルチブラウザ対応版

家庭学習サービス ログインページ

学校コード  
(家庭学習用)

ログインID

パスワード

学校コード・ログインIDを保持する

ログイン

お知らせ

[推奨環境](#) [お問い合わせ先](#) [よくあるご質問](#)

#### (4) 学校生活支援教室（のびのび教室）

- 【講師】 稲富 眞彦 氏（関西学院大学教育学部教授）他  
 【対象】 西宮市立小学校通常学級在籍児童  
 【開催回数】 高学年・低学年 各8回、保護者教室 各1回  
 【内容】  
 ・ライフスキルの習得（ソーシャルスキルやコーピングスキルなど）  
 ・感情の整理及び心の安定（フォーカシング）  
 ・自己表現の喜び体験と自己肯定感の向上（アートセラピー）

【参加者数】

	のびのび教室			保護者教室		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
前期	20	17	37	13	16	29
後期	20	17	37	16	16	32
計	40	34	74	29	32	61

回	タイトル	概略	ねらい
1	はじめまして、こんにちは	・出会いのカード ・メッセージボールパス	相互理解を深め、信頼関係を育む
2	こころもからだもリラックス	・からだで感じる気持ち ・呼吸法とからだほぐし	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる
3	好きな色を使おう！	・みんなでぬりえ	色を使った表現をもとにこころのバランスを図る
4	メンバーと仲良くなろう	・どっちが好き？ ・さんれもの冒険	メンバーと協力して、問題解決する力を養う
5	今日のこころの天気は？	・こころの天気 ・大きな木	自分の気持ちに気づき、マネージメントできる
6	いろいろアート	・いろいろな画材を使って ・自由描画	様々なアート素材で表現の幅を広げ、感覚を自由に描くことができる
7	こころすっきり、からだほっこり	・こころの整理箱 ・私の安全なところ	自由画から観察力、発想力、創意工夫する力などを楽しみながら自分で確認できる
8	ありがとう、また会いたいな	・感情パズル ・ハートビーイング	言葉が与える影響を知り、友達と良好な関わりを持つことができるようになる



## 7 学校・幼稚園・保育所との連携・支援

さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供をとりまく環境や状況を整え、関係者が連携することは大きな意味を持っています。こども未来センターは、子供が普段の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所等と連携し、必要な支援を行います。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
相談 電話等による相談	<p>学校園、保育所、関係機関からの相談に対して、内容を伺い今後の対策を共に考えます。必要に応じてその後面談等行いながらニーズの整理についてお手伝いします。</p> <p>その上で支援ツールについて紹介したり、当センター内外と協働しながら支援策について提案しています。</p>	
学校園支援 アウトリーチ	<p>学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問(アウトリーチ)し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不適應を起こしている幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、心理療法士・スクールソーシャルワーカーがその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画しています。また、必要に応じて言語聴覚士や作業療法士などの医療職も同行しています。</p> <p>平成29年度からは公私立保育所や私立幼稚園、障害児通所支援事業所、平成30年度からは留守家庭児童育成センターにも対象を広げています。</p>	<p>総派遣回数 699回(556回)</p> <p>校種別派遣回数 保育所 24(15) 幼稚園 59(61) 小学校 351(293) 中学校 167(119) 高等学校 0(0) 関係機関 98(68)</p>
アウトリーチ	<p>西宮専門家チーム(*)の派遣</p> <p>発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらいます。</p>	<p>総派遣回数 245回(245回)</p> <p>校種別派遣回数 幼稚園 12(12) 小学校 179(171) 中学校 22(38) 高等学校 0(0) 研修等 32(24)</p>
巡回相談員 (特別支援学校専任 コーディネーター) の派遣調整	<p>特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中核的な役割(センター的機能)が求められており、専任のコーディネーターが配置されています。</p> <p>高い専門性のある特別支援学校専任コーディネーターと連携を図り、必要に応じて支援を求めている学校の実情を伝えるとともに、派遣の依頼をしています。</p>	<p>総派遣回数 55回(30回)</p> <p>校種別派遣回数 幼稚園 2(1) 小学校 36(21) 中学校 13(4) アイ・あいスクール 4(4)</p>
セラピスト訪問	<p>障害児が通う保育所、幼稚園、学校、施設へ主として診療所のスタッフが訪問し、担当者へ技術指導及び助言を行います。</p>	<p>総派遣回数 57回</p> <p>幼稚園 13 保育所 9 小学校 30 その他 5</p>
わかば園卒園児 アウトリーチ	<p>わかば園を卒園した園児が、地域の所属先(幼稚園・保育所等)での集団生活へ円滑に移行できるよう、所属先の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。</p>	<p>総派遣回数 15回</p> <p>幼稚園 14 保育所 1 小学校 0 その他 0</p>

取り組み内容		概要	利用実績(前年度)
支援会議	医療専門職等によるもの	主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討します。学校関係者とこども未来センターの医師・関係職員が参加します。	総会議回数 85回( 58回) 校種別会議回数 保育所 2(3) 幼稚園 0(1) 小学校 65(41) 中学校 17(12) ディサービス 1(1)
技術指導	PT・OT・ST見学	学校園の担当者に担当児童の訓練の様子を見学してもらい、セラピストから担当者に指導助言を行う。	171回 (171回)
判定支援	あゆみ面接	現在保育所に通所していたり、今後入所予定の乳幼児のうち、加配保育士による支援が必要かどうかの判定支援をするための医師を派遣しています。	

\*)西宮専門家チーム:医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成しています。

#### <学校・幼稚園・保育所等への支援>

	H28	H29
学校園支援アウトリーチ	556回	699回
西宮専門家チームの派遣	245回	245回
巡回相談員の派遣調整	30回	55回
セラピスト訪問	28回	57回
わかば園卒退園児アウトリーチ	—	15回
支援会議	58回	85回
PT・OT・ST見学	171回	171回

## 8 地域との連携

さまざまな課題のある子供に対して、より広い協力や連携が必要な場合に、関係機関などとの連携をとりながら支援を行います。また、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行っています。

種別	区分	概要	実績(前年度)
西宮市地域 自立支援協議会 (みやっこ会議)	こども部会	事務局として運営を担っています。 ・部会:毎月第3水曜日 13:30~15:30 ・事務局会議:毎月第4火曜日 16:00~18:00 ・セミナー: 「みやっこ会議兼特別支援教育ネットワーク会議」	セミナー 8月2日開催 204名参加 ※相談支援部 会と共催
	相談支援部会	相談支援専門員等が参加しています。 ・部会:毎月第2火曜日 10:00~12:00 ・事務局会議:毎月第3水曜日 16:30~18:30	
	運営委員会	・運営委員会:奇数月第1木曜日 10:00~12:00	
	その他	全体フォーラムや「西宮市民まつり」「輪イ和イひろば」等に参加しています。	
関係機関 ・団体等	障害者総合相談 支援センター にしのみや	みやっこ会議や障害児相談支援・計画相談支援等の相談支援事業の他、当センターの利用者が成人に向うにあたり、つなぎ先としても連携しています。	
	地域保健課 (西宮市保健所)	乳幼児健康診査等を契機に支援の必要な子供に関して当センターへの紹介元として、及びその後の支援についても連携しています。	こども未来 センターへの 紹介件数 201件(159件)
	子育て総合 センター	子育て一般の広い相談の中で必要に応じて当センターへのつなぎや「ひょうごっ子悩み相談センター」で実施する教育相談を共に担当して連携しています。	こども未来 センターへの 紹介件数 8件(15件)
所属関係 団体等	近畿肢体不自由児 療育施設 連絡協議会 (近肢連)	近畿地区の肢体不自由児等の発達支援を行う施設・事業所で構成されており、施設・事業所間や関係機関との連絡・調整、情報交換をはじめ、障害のある子供たちの医療・保健・福祉に関する調査研究などの活動を行っています。 ①療育研究大会 ②部会研修(看護部会、給食部会、理学療法・作業療法部会、言語部会、心理相談部会、保育部会)	
	西宮市要保護児童 対策協議会	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を、関係する機関の連携により組織的・効果的に実施するために設置している西宮市要保護児童対策協議会(通称みやっこ安心ネット)の実務担当者会議にスクールソーシャルワーカーが出席するなど連携を図っています。	

## 9 講座・研修・人材育成

保護者や関係者・教職員等に対するさまざまな講座や研修等のプログラムを実施しています。また、医師・セラピスト・保育士などの施設実習の受入を行い、人材育成に協力しています。

取り組み内容	概要	利用実績(前年度)
一般向け 市民講演会	発達障害をもつ子供の世界観や関わり方を学び、発達障害の特性等を正しく理解すること目的として実施しています。(平成29年度より実施) 【講師】外部専門家 【対象】西宮市民	年1回開催 (12月20日) 参加者数 128人
発達障害セミナー	発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校の教職員	4回実施(4回) 参加者数 82人(149人) 延 254人(247人)
身体障害セミナー	身体障害児の幼児期・学童期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。 【講師】こども未来センタースタッフ 【対象】保育所・幼稚園・学校の教職員	4回実施(3回) 参加者数 20人(145人) 延 69人(212人)
専門職向け 特別支援教育 コーディネーター スキルアップ研修	子供の発達を医療、心理、福祉、教育など多様な観点からアセスメントできる力を養うとともに、具体的な支援方法の提案や組織的対応のコーディネートなど、教育現場における子供の発達支援の指導的立場となる教職員を育成することを目的としています 【講師】外部専門家 【対象】西宮市立小中学校教員	参加者 18人(18人)
子供支援講演会	発達上に課題のある子供を育てる保護者へのアプローチ方法を学びます。 【講師】外部専門家 【対象】児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等職員	参加者 30人(55人)
早期発見・早期支援 講演会	発達上に課題のある子供を育てる保護者へのアプローチ方法を学びます。 【講師】外部専門家 【対象】幼稚園、保育所、市役所職員	参加者 96人(65人)
教職員 研修企画	特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。	
実習生受入 臨床実習	医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士の教育機関(大学・専門学校等)からの実習生を受け入れています。	受入人数 22人(25人)
その他 ボランティア活動 (受入)	わかば園内での活動(通園児の食後の見守り、療育活動中の保護者支援、環境整備(教材等の製作、用具の修理、活動準備等)、行事等での対応(案内配布、当日の活動支援))にご協力いただいています。	人数 2人(4人) 延 225人(249人)

## (1) 一般向け

### ア 市民講演会

発達障害をもつ子供についての一般市民への理解促進を目的として、市民講演会を平成29年度から開催しています。

平成29年度は、12月20日(水)に浜松医科大学子どもの心の発達研究センター特任教授の土屋健治氏を講師に招いて、「発達障害児のこころ～正しい理解で関わり方を知る～」をテーマに市役所東館大ホールで開催しました。参加者は、128人でした。

平成30年度は、信州大学教授の本田秀夫氏を講師に招いて、10月25日(木)に開催する予定です。

## (2) 専門職向け

### ア 発達障害セミナー

発達障害の子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、発達障害児の発達特性についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応や支援方法について学びます。

#### プログラム内容

- <第1回> ・発達障害への疑問をすっきり理解できる60分(小児科医)  
・新しい発達障害：DCDってなんですか？(理学療法士)
- <第2回> ・未来センターでの発達検査(臨床心理士)
- <第3回> ・発達障害に合併しやすい視知覚・眼球運動に関する取り組みについて(作業療法士)
- <第4回> ・伝えることが苦手な子の思い・その対応について(言語聴覚士)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
発達障害セミナー	-	-	-	3回 61人 (112人)	4回 149人 (247人)	4回 82人 (254人)

( )内は延べ人数

### イ 身体障害セミナー

運動や言語の発達に遅れがある子供や身体に障害のある子供の教育・保育に関わっている保育士、幼稚園・学校教諭、及び関係機関職員に対し、乳幼児期から学齢前半期における発達の課題についての理解を深め、日々の保育・教育場面に生かせる具体的な対応・支援方法を学びます。

#### プログラム内容

- <第1回> ・子ども(肢体不自由児)の自立を考えよう(小児科医)
- <第2回> ・体を動かすこと、移動・移乗を考える(理学療法士)
- <第3回> ・学校園における関わり方や環境の整え方(作業療法士)
- <第4回> ・子どものコミュニケーションの育ちを支える(言語聴覚士)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害セミナー	-	-	-	3回 37人 (67人)	3回 145人 (212人)	4回 20人 (69人)

( )内は延べ人数

## ウ 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

【講師】	和久田 学 氏(子どもの発達科学研究所主席研究員・大阪大学大学院特任講師)
【対象】	西宮市立小中学校教員 18名
【内容】	社会心理、生命科学、教育支援 24時間

回	分類	タイトル	内容	時間
1	社会心理	オリエンテーション 制度と法律 合理的配慮	本研修の位置づけ・発達障害者支援法・障害者差別解消法 ・特別支援教育と合理的配慮	1.5
	生命科学	脳の発達と発達障害	発達障害の正確な理解・被虐待児の理解	1.5
2	教育支援	行動支援の方法	行動目標の立て方・行動支援の方法・応用行動分析の考え方	1.5
	教育支援	事例検討会の方法 模擬事例検討会	事例検討会の方法・模擬事例検討会	1.5
3	社会心理	被虐待児への支援	被虐待児への具体的支援方法	1.5
	社会心理	家庭支援 ケースワーク	家庭支援の方法、連携	1.5
4	教育支援	学習支援	学習障害児への対応・ワーキングメモリー実行機能への支援	1.5
	教育支援	コンサルテーション	コンサルテーションの方法・模擬事例検討会	1.5
5	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
6	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
7	教育支援	巡回相談	各学校の実際を視察(演習)	3
8	生命科学	子供のこころと脳の発達	感覚と認知と行動の関連・思春期と脳の発達	1.5
	教育支援	支援の発展のために	典型例の研究・予防的介入・最先端の知見	1.5

### (3) 教職員研修企画

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。

研修名	対象	延べ人数	回数
特別支援教育コーディネーター研修	幼小中高特のコーディネーター	211	3
特別支援学級担任研修	小中の特別支援学級担任	409	4
特別支援教育支援員研修	小中の特別支援教育支援員	181	3
保育補助員研修	幼の保育補助員	32	1
特別支援教育にかかる情報化研修	小中の特別支援学級担任	45	1
ノートテイク研修	難聴の子供に関わりのある教職員	18	1

※その他、特別支援学校主催の研修や県教委主催の研修についても紹介とりまとめをしています。

#### (4) 実習生受入

実習内容	学校名	人数	時期
PT 臨床実習	甲南女子大学	1	平成 29 年 6 月～7 月
	神戸学院大学	1	平成 29 年 6 月～7 月
	大阪人間科学大学	1	平成 29 年 8 月
	平成リハビリテーション専門学校	1	平成 30 年 1 月～2 月
OT 臨床実習	兵庫医療大学	1	平成 29 年 6 月～8 月
	兵庫医療大学	1	平成 30 年 2 月
	神戸医療福祉専門学校(三田校)	1	平成 30 年 1 月～2 月
ST 臨床実習	神戸総合医療専門学校	1	平成 29 年 10 月～11 月
看護師実習	西神看護専門学校	6	平成 29 年 9 月～10 月
医師実習	兵庫医科大学	2	平成 29 年 11 月
保育実習	同志社女子大学	1	平成 29 年 7 月
	甲南女子大学	1	平成 29 年 7 月～8 月
	武庫川女子短期大学	1	平成 29 年 8 月～9 月
	聖和短期大学	1	平成 30 年 2 月
	甲子園短期大学	2	平成 30 年 2 月
<合計>		22	

#### (5) ボランティア活動（受入）

市民の社会参加ニーズに応え、わかば園内での活動（通園児の食後の見守り、療育活動中の保護者支援、環境整備（教材等の製作、用具の修理、活動準備等）、行事等での対応（案内配布、当日の活動支援））を支援しています。ボランティアの育成を通じて、地域に開かれた施設を目指します。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ボランティア	246 回 (7 人)	258 回 (11 人)	245 回 (6 人)	257 回 (6 人)	243 回 (3 人)	249 回 (4 人)	225 回 (2 人)

# IV 西宮市立北山学園(福祉型児童発達支援センター)

## 1 北山学園の概要

就学前の知的障害児を対象とし、遊びや活動を通じて社会に適應できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援することを目的として、昭和44年8月に知的障害児通園施設として設立され、平成18年度からは、指定管理者社会福祉法人甲山福祉センターが管理・運営しています。

その後、児童福祉法に基づき、平成24年4月に児童発達支援センター(福祉型)に移行し、子供が日々の生活により適應できるようにしていくとともに、子供への理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することをめざしています。(平成27年度より、障害福祉課から、こども未来センターの所管に移行)

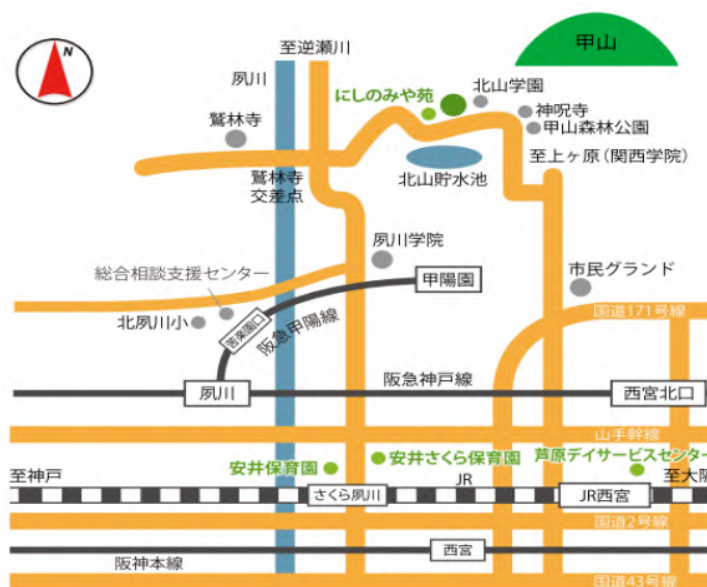
### <学園の方針>

- ①豊かな自然環境を生かし、子どもたちがのびのびたくましく育つことを目指します
- ②子どもらしく生き生きと育つためにひとりひとりにきめ細かな療育活動を提供します
- ③発達相談や療育相談を通して子育てをサポートします
- ④地域社会と交流することで信頼される福祉施設を目指します

### (1) 保育時間等

登園日	月曜日～金曜日(夏・冬・春休みあり)
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、その他園が定めた日
保育時間	午前9時40分～午後2時30分
通園方法	通園バス3コース 北部地域はタクシー通園
対象児	3歳児から就学前の知的・発達障害児

### (2) アクセス



最寄のバス停 阪神バス・阪急バスともに「甲山墓園前」下車すぐ



### (3) 施設概要

所在地	〒662-0011 西宮市甲山町 53 番地
電話・FAX	0798-71-8027・0798-71-9114
竣工年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 1 日
開園年月日	昭和 44 (1969) 年 8 月 11 日
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
敷地面積	48,391.80 m <sup>2</sup>
専用床面積	694.42 m <sup>2</sup>
指定管理者	社会福祉法人 甲山福祉センター
代表者	理事長 服部 英司
施設長(園長)	森裏 みな子

### (4) 沿革

1969 (S44)年	8 月	定員 30 名で北山学園を開園
1970 (S45)年	8 月	学園プール設置
1993 (H 5)年	4 月	保育時間の延長
1995 (H 7)年	1 月	震災後、地域保育を実施
1996 (H 8)年	4 月	週 5 日登園になる
1997 (H 9)年		総合木製遊具の寄付を受ける(中央競馬馬主社会福祉団体)
1998 (H10)年	8 月	バス車庫棟等増改築工事(中央競馬馬主社会福祉財団)
2000 (H12)年	4 月	外来保育「ぼっぼくらぶ」を開始
2002 (H14)年	8 月	夏期に甲山自然の家で 1 泊 2 日宿泊キャンプを開始
2004 (H16)年	4 月	学園で園児分の給食を調理、単独厨房の開始
2006 (H18)年	3 月	学園バス購入(学園キャラクターやバスイラストに絵本作家のたかいよしかず氏のイラスト)
2008 (H20)年	4 月	発達検査を西宮すなご医療福祉センター(旧砂子療育園)臨床心理士により実施
2009 (H21)年	4 月	通園バス 2 便と北部地域タクシーでの送迎開始
2010 (H22)年	4 月	定員 30 名を定数の弾力化で 33 名受入
2010 (H22)年	5 月	園庭日除けネット設置
2010 (H22)年	6 月	気管切開処置児受け入れの為、パート看護師採用
2010 (H22)年	10 月	水曜日保育時間を 45 分間延長
2011 (H23)年	5 月	山口公民館と塩瀬公民館で親子教室を開始、保育時間を 15 分間延長
2011 (H23)年	6 月	プール日除けネット設置
2012 (H24)年	4 月	「知的障害児通園施設北山学園」より、「児童発達支援センター北山学園」に移行

### (5) 親子教室 ぼっぼクラブ

地域支援事業として、“集団に参加するのはちょっと苦手かなあ〜”と感じたり、“なんだか少し気になるなあ〜”と不安に思うお子さん(1歳半〜就学前)を対象に、親子教室をしています。(年間 3 クール実施)

実施日・時間	隔週金曜日 10:00~11:45
定員	親子で6組
参加費	無料(行事によっては、必要な場合あり)

### (6) その他実施事業

- ①保育所等訪問支援
- ②障害児相談支援

# 付 録

# 1 事務事業評価表（平成29年度実施事業）

## (1) 児童発達支援事業

平成29年度実施事業

平成30年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報												
事務事業名		児童発達支援事業			作成年月日		平成30年 6月30日					
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課			事業番号		131703					
主管課長等		小田 晃			事業開始年度		昭和42(1967)年度					
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例、西宮市立児童福祉施設条例			予算科目	01	款	15	項	20	目	20
					目名	児童発達支援費						
事業分類		117			施設管理運営							
総合計画の体系	編	01 まちづくり										
	政策	03 あんしん あんぜん										
	施策	17 障害のある人の福祉の充実										
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)												
事業概要	旧「西宮市立わかば園」を移転を機に、福祉・教育・医療が連携した切れ目のない支援を目指して、「児童発達支援センター」と「スクーリングサポートセンター」の両施設を複合した西宮市立こども未来センターを平成27年に新設した。 「こども未来センター」全体の施設管理業務と児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、こども未来センター内において通園療育等の事業を行っている「わかば園」、そして社会福祉法人を指定管理者としている「西宮市立北山学園」の管理運営を実施している。 【こども未来センター わかば園】2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。 【北山学園】3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に通園療育を実施。											
	対象・意図	対象	発達上の課題のある子供とその保護者									
実施形態（一部委託の場合はその範囲・内容）	成果（対象をどのような状態にしたいか）	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身が自分らしい豊かな人生を実現することを目指す。										
	一部委託（民間等）	西宮市立北山学園の管理運営業務を指定管理による業務委託 施設維持管理業務を外部委託										
市民等との協働の有無（協働の範囲及び内容）	無											
類似事業の有無（該当する事業及び所管課）	無											
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最終目標値	達成率(%)					
① 「わかば園」通園療育延べ出席人数	単位	目標	3,288.0	3,698.0	3,830.0	3,850.0	3,850.0	79.9				
	人	実績	3,798.0	3,682.0	3,075.0	-	最終目標年度	平成30年度				
式・説明 「わかば園」通園療育延べ出席人数												
② 「北山学園」延べ出席人数	単位	目標	-	6,240.0	7,000.0	7,000.0	7,000.0	100.9				
	人	実績	7,092.0	6,791.0	7,064.0	-	最終目標年度	平成30年度				
式・説明 「北山学園」延べ出席人数												
③	単位	目標	-	-	-	-	-	-				
	人	実績	-	-	-	-	-	最終目標年度				
式・説明												
平成29年度実施内容	<通園療育>											
	①こども未来センター 通園療育「わかば園」在籍人数35人 [療育延べ出席人数] 3,075人 [親子療育教室(外来保育)延べ出席人数] 975人 [保育所等訪問支援] 支援回数4回 ②北山学園 在籍人数33人 [療育延べ出席人数] 保育7,064人 [未就園児対象[ぼっぼクラブ]] 登録者2人											
活動実績(量)を示す指標名		単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年比(%)	平成30年度計画					
① 「わかば園」在籍人数	人		38.0	38.0	35.0	92.1	45.0					
② 「北山学園」在籍人数	人		31.0	33.0	33.0	100.0	30.0					
③			-	-	-	-	-					

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳 （単位：千円）	区分	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	
	事業費	A	207,072	100,690	98,523	131,488
	うち嘱託人件費		78,645	22,329	23,129	23,419
	嘱託人件費以外		128,427	78,361	75,394	108,069
	人件費	B	247,924	94,153	123,004	139,007
	従事職員数		30.45	11.40	14.68	16.26
	合計	(A + B) C	454,996	194,843	221,527	270,495
	国庫支出金		0	0	0	0
	県支出金		0	0	0	0
	地方債		0	0	0	0
	その他		136,644	15,495	12,889	17,593
	一般財源		318,352	179,348	208,638	252,902
	コスト調整額	D	54,804	35,111	40,313	41,136
	(加算)減価償却費		29,425	32,665	32,665	32,665
	(加算)退職給与引当		26,157	5,917	7,648	8,471
(控除)コスト対象外		778	3,471	0	0	
トータルコスト(C + D)	E	509,800	229,954	261,840	311,631	
Ⅳ. 事務事業の点検（CHECK）						
	評価項目	評価内容	評価内容の説明			
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害を中心に支援ニーズが急増・多様化しているだけでなく、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校等との連携ニーズも高まっている。こうしたことから、公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。			
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている				
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	遊びや活動を通じて心身の発達を促す子供への療育はもちろん、保護者に対しても育児不安を和らげ、明るい親子関係が築けるようなサポートを行っている。			
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される				
	市民満足度	データなし（アンケート調査等を実施していない）				
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	事業の性質上、法令により受益者負担割合が決まっている。支援ニーズの多様化により専門スタッフの増員が必要になる可能性がある。また、北山学園については、施設の老朽化に伴い、コストが上昇する可能性がある。			
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある				
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている				
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	こども未来センターは、療育や地域連携等の中核拠点を目指しているため原則として直営で業務を行っているが、北山学園に関しては指定管理者制度を導入しており、今後も双方の特性を活かし相互補完による運営を行っていく。			
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている				
評価結果から明らかになった課題事項など		肢体不自由児、知的障害に加え、発達障害児が増加しており、こども未来センター通園療育部門と北山学園との連携を強化し、個に応じた支援を充実させる必要がある。				
Ⅴ. 今後の改善策（ACTION）						
事務事業の今後の方針	基本方針	11	現状どおり継続			
	改善・見直し内容	平成30年度で対応するもの		平成31年度以降で対応する予定のもの		
		幼稚園、保育所等への移行を視野に入れ、本人の普段の生活に直結した療育を行うと共に、関係機関スタッフへの専門的支援のためのアウトリーチ、保育所等訪問支援といった地域移行に向けたフォロー事業の充実を目指す。		引き続き、本人の普段の生活に直結した療育とフォロー事業の充実に取組んでいく。また、平成31年10月から幼児教育・保育の無償化が実施される。障害児通園施設についても無償化の対象となることから、今後の国の動向を踏まえ、対応していく必要がある。		
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。						

(2) 診療・リハビリ事業

平成29年度実施事業

平成30年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報									
事務事業名		診療・リハビリ事業		作成年月日	平成30年 6月30日				
担当部署		こども支援局 こども未来部 診療事業課		事業番号	131728				
主管課長等		野村 和生		事業開始年度	昭和42(1967)年度				
法的根拠	市条例の実施義務有	児童福祉法、西宮市立こども未来センター条例		予算科目	01	15	20		
				目名	児童発達支援費				
		事業分類	112 ソフト事務法令等無						
総合計画の体系	編	01	まちづくり						
	政策	03	あんしん あんぜん						
	施策	17	障害のある人の福祉の充実						
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)									
事業概要	<p>こども未来センター診療所は、子供の運動発達の遅れや、ことばの発達についての診療など、医療的な側面からの支援を行っている。                  診療所の特徴は、単に診療だけを行うのではなく、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼とした取り組みを行っているところにある。                  医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士などが、さまざまな取り組みを行うだけでなく、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した各種の支援などにも力を入れ、センターの基本理念である「こども自身の自分らしい豊かな人生を実現する」ことに向けた総合的な支援をめざしている。</p>								
対象	対象	発達上の課題のある18歳までの子供とその保護者							
対象・意図	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	子供が日々の生活により適応できるようにしていくとともに、子供の理解・受容・成長につながる保護者支援や、必要な地域支援等を行うことにより、子供自身の自分らしい豊かな人生を実現することをめざす。							
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託 (民間等) 診療所外来受付、会計業務、リハビリ予約及び診療報酬明細書作成業務 一時預り業務								
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無								
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	無								
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最終目標値	達成率(%)		
①	診察延べ実施件数	単位 件	目標 実績	— 3,741.0	— 4,977.0	5,940.0 6,265.0	7,160.0 —	7,160.0 最終目標年度	87.5 平成30年度
	式・説明	診察受診者数 (実績)							
②	小児リハビリテーション 延べ実施件数	単位 件	目標 実績	— 16,295.0	— 19,155.0	20,462.0 18,540.0	21,520.0 —	21,520.0 最終目標年度	86.2 平成30年度
	式・説明	理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法 実施件数 (実績)							
③	診察待ち期間	単位 月	目標 実績	— 8.0	— 6.0	— 4.7	4.0 —	4.0 最終目標年度	85.1 平成30年度
	式・説明	相談をしてから初診までの待機期間							
平成29年度実施内容	<診察延べ実施件数 (小児科・整形外科・児童精神科)>								
	初診	利用者数	789人	延べ利用件数	789件				
	再診	利用者数	1,896人	延べ利用件数	5,476件	合計	6,265件		
	<小児リハビリテーション延べ実施件数>								
理学療法	利用者数	386人	延べ利用件数	6,097件					
作業療法	利用者数	854人	延べ利用件数	5,650件					
言語聴覚療法	利用者数	1,134人	延べ利用件数	6,488件					
心理療法	利用者数	48人	延べ利用件数	305件	合計	18,540件			
<その他>									
発達検査	利用者数	1,068人	延べ利用件数	1,071件					
支援会議	実施回数	85回							
活動実績 (量) を示す指標名		単位	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	対前年比 (%)	平成30年度 計画		
①	診察利用者数	人	1,726.0	2,115.0	2,685.0	127.0	3,400.0		
②	小児リハビリテーション利用者数	人	1,630.0	2,224.0	2,422.0	108.9	2,600.0		
③			—	—	—	—	—		

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移					
コストの内訳 (単位 千円)	区分	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算
	事業費 A	—	150,848	172,047	194,817
	うち嘱託人件費	—	81,672	83,965	105,322
	嘱託人件費以外	—	69,176	88,082	89,495
	人件費 B	—	142,468	149,984	150,206
	従事職員数	—	17.25	17.90	17.57
	合計 (A + B) C	—	293,316	322,031	345,023
	Cの財源内訳				
	国庫支出金	—	0	0	0
	県支出金	—	0	0	0
	地方債	—	0	0	0
	その他	—	64,321	67,906	59,983
	一般財源	—	228,995	254,125	285,040
	コスト調整額 D	—	11,231	11,604	11,432
	(加算)減価償却費	—	2,278	2,278	2,278
(加算)退職給与引当	—	8,953	9,326	9,154	
(控除)コスト対象外	—	0	0	0	
トータルコスト (C + D) E	—	304,547	333,635	356,455	

Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズがある	発達障害のある子供に対する診察やリハビリテーションは社会的ニーズが非常に高い。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	診療所では利用者が増加している。医師やセラピストの増員など、診療体制を拡充することにより、診察待ち期間は短縮されつつある。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	診療所では利用者の増加や、利用者ごとに専門のスタッフが個別に対応することが基本であるため、コスト削減を図ることはむずかしい。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない	外部委託できる業務については、すでに実施済みである。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
評価結果から明らかになった課題事項など		診察待ち期間は短縮されつつある。平成29年度末現在、約4.7か月の待ち期間がある。	

Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)					
事務事業の今後の方針	基本方針	10 拡充			
		平成30年度で対応するもの		平成31年度以降で対応する予定のもの	
		改善・見直し内容	医師等を増員するとともに、診察待ち期間の子供や保護者を対象に、相談支援の継続やペアレント・プログラムなどを実施し、保護者の子育てに対する不安の軽減を図っていく。また、支援会議を開催し、学齢期の児童の発達に沿った支援を検討する。	診察待ち期間の短縮や保護者の子育てに対する不安の軽減に、引き続き取り組んでいく。支援会議の開催にも努めていく。	

注意事項  
 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。  
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(3) 地域・学校支援事業

平成29年度実施事業

平成30年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報							
事務事業名		地域・学校支援事業		作成年月日	平成30年 6月30日		
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課		事業番号	121248		
主管課長等		山本 雅之		事業開始年度	昭和60(1985)年度		
法的根拠	市条例の実施義務有	教育の機会の確保等に関する法律 平成15年 文部科学省通知 こども未来センター条例		予算科目	01	款	50
				目名	教育指導費		
総合計画		編	01	まちづくり			
		政策	02	すこやか はぐみ			
		施策	12	学校教育の充実			
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)							
事業概要	<p>さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普通の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行う。</p> <p>不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、学校復帰や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行なう。</p> <p>障害福祉サービス等を利用する際に作成することとなっている「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図る。</p>						
対象	対象	18歳未満の子供とその保護者					
対象・意図	成果(対象をどのような状態にしたいか)	すべての子供達が地域社会や学校園の中でいきいきと暮らし、自分らしい豊かな人生を送ることができる。					
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	直営						
市民等との協働の有無(協働の範囲及び内容)	無						
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無						
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最終目標値	達成率(%)
①	学校生活支援教室(のびのび教室)参加者数	単位 目標	—	—	80.0	80.0	80.0
		人 実績	—	76.0	74.0	—	最終目標年度 平成30年度
式・説明		学校生活支援教室(のびのび教室)参加者数(実績値)					
②	学校等派遣延べ回数	単位 目標	400.0	500.0	580.0	750.0	750.0
		回 実績	332.0	556.0	699.0	—	最終目標年度 平成30年度
式・説明		アウトリーチ総派遣件数699回(実績値)					
③	適応指導教室在籍児童生徒の学校への復帰率	単位 目標	70.0	70.0	50.0	70.0	70.0
		% 実績	65.6	35.1	41.3	—	最終目標年度 平成30年度
式・説明		在籍児童生徒46名、内19人 復帰→41%					
平成29年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校生活支援教室(のびのび教室) <ul style="list-style-type: none"> <li>高学年 8回 34人 低学年 8回 40人 保護者教室 16回 61人</li> </ul> </li> <li>●特別支援教育コーディネータースキルアップ研修 小中学校教員 18人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会心理、生命科学、教育支援 計24時間</li> </ul> </li> <li>●学校・幼稚園・保育所等との連携・支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトリーチ 総派遣回数 699回</li> <li>校種別派遣回数 保育所 24 幼稚園 59 小学校 351 中学校 167 関係機関 98</li> <li>西宮専門家チーム 総派遣回数 245回</li> <li>校種別派遣回数 幼稚園 12 小学校 179 中学校 22 研修等 32</li> </ul> </li> <li>●教職員研修 特別支援に関わる教職員に向けた研修 13回 参加人数896人</li> <li>●計画作成 新規作成26件 モニタリング329件</li> <li>●「かおテレビ」実施 総回数 41回 372人 <ul style="list-style-type: none"> <li>塩瀬 6回 57人 山口 6回 54人 鳴尾 9回 80人 子育て総合 10回 93人 未来センター 10回 88人</li> </ul> </li> <li>●「ペアレント・プログラム」実施 総回数 14回 参加人数 17人</li> <li>●不登校児童生徒支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>適応指導学級(あすなろ学級) 児童生徒数46名(小学生1名、中学生45名) 登校日数 138日</li> <li>居場所サポーター支援件数 小学校9校 中学校4校 (学校派遣回数 のべ184回)</li> </ul> </li> </ul>						
活動実績(量)を示す指標名		単位	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	対前年比 (%)	平成30年度 計画
①	学校生活支援教室(のびのび教室)開催回数	件	—	32.0	32.0	100.0	32.0
②	学校園等派遣先数	日	67.0	101.0	97.0	96.0	120.0
③	適応指導教室の開講日数	日	128.0	134.0	138.0	103.0	140.0

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移						
コストの内訳 （単位：千円）	区分	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算	
	事業費	A	61,624	60,400	67,045	75,788
	うち嘱託人件費		50,310	43,756	49,168	55,154
	嘱託人件費以外		11,314	16,644	17,877	20,634
	人件費	B	32,568	34,688	36,868	44,284
	従事職員数		4.00	4.20	4.40	5.18
	合計	(A + B) C	94,192	95,088	103,913	120,072
	国庫支出金		1,476	3,731	4,403	3,583
	県支出金		0	0	0	0
	地方債		0	0	0	0
	その他		0	7,551	5,919	12,665
	一般財源		92,716	83,806	93,591	103,824
	コスト調整額	D	8,954	2,183	3,159	3,566
	(加算)減価償却費		5,518	867	867	867
	(加算)退職給与引当		3,436	2,180	2,292	2,699
(控除)コスト対象外		0	864	0	0	
トータルコスト(C + D) E		103,146	97,271	107,072	123,638	

Ⅳ. 事務事業の点検（CHECK）			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害や不登校等、支援ニーズが急増、多様化しているだけでなく、情報やアセスメントの共有を軸とした地域・学校園との連携ニーズも高まっている。こうしたことから、公的な立場を生かした支援の中核拠点としての役割が望まれている。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	派遣場所を拡大する等、アウトリーチによる学校園支援を強化し、多様なニーズに対応していることから、派遣件数は増加している。適応指導教室の学校復帰率の向上が課題である。
	市民ニーズの傾向	増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない	多様なニーズに対応するためには、専門的な対応が求められる。今後もニーズが増えることが見込まれることから、人員の配置等、コストがやや増える可能性がある。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	受益者負担を求めるべきものではない	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	事業の遂行には、一定のキャリアや経験、専門性が求められる。外部委託は難しいと考える。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
評価結果から明らかになった課題事項など		学校園等派遣回数増加や、多様なニーズに対応するためには、関係各課との連携強化や、体制作りの強化が必要である。	

Ⅴ. 今後の改善策（ACTION）			
事務事業の今後の方針	基本方針	10 拡充	
		平成30年度で対応するもの	
		平成31年度以降で対応する予定のもの	
	改善・見直し内容	多様なニーズに対応した、アウトリーチ体制の充実を図る。学校園との連携を強化し、適応指導教室の学校復帰率の向上に努める。「かおテレビ」の広報を強化し、発達に課題のある子供の早期発見、早期支援を図る。	学校園や、関係各課との連携を強化し、多様なニーズに対応したアウトリーチ体制の充実を図る。学校園との連携を強化し、適応指導教室の学校復帰率の向上に努める。「かおテレビ」の広報を強化し、体験人数の増加を図る。

注意事項	(1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。
------	--



(4) 発達・教育相談事業

平成29年度実施事業

平成30年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報							
事務事業名		発達・教育相談事業		作成年月日		平成30年 6月30日	
担当部署		こども支援局 こども未来部 地域・学校支援課		事業番号		131729	
主管課長等		山本 雅之		事業開始年度		昭和33(1958)年度	
法的根拠	市条例の実施義務有	西宮市立こども未来センター条例		予算科目	01	款	15
				目名	児童発達支援費		20
総合計画の体系	編	01	まちづくり				
	政策	03	あんしん あんぜん				
	施策	17	障害のある人の福祉の充実				
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)							
事業概要	18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じた。						
対象	対象	18歳未満の子供とその保護者					
対象・意図	成果 (対象をどのような状態にしたいか)	子供の自分らしい育ちや社会参加、及び保護者の子育てが豊かなものになるように支援していく。					
実施形態 (一部委託の場合はその範囲・内容)	実施形態	直営					
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	協働の有無	無					
類似事業の有無 (該当する事業及び所管課)	類似事業の有無	無					
事業の成果や効果を示す指標名(説明)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最終目標値	達成率(%)
①	相談件数(電話)	単位	目標	—	—	3,600.0	4,000.0
		件	実績	2,477.0	3,529.0	3,727.0	—
式・説明		電話による相談件数(実績)					
②	相談件数(来所)	単位	目標	—	—	3,000.0	2,800.0
		件	実績	914.0	2,914.0	2,625.0	—
式・説明		来所による相談件数(実績)					
③	相談件数(訪問・その他)	単位	目標	—	—	560.0	400.0
		件	実績	930.0	557.0	309.0	—
式・説明		訪問等による相談件数(実績)					
平成29年度実施内容	<相談受付件数>						
	①電話相談 3,727件						
	②来所相談 2,625件						
	③訪問・その他 309件						
計 6,661件							
<相談内容別件数(兵庫県「ひょうごっこ悩み相談センター」への報告)>							
①身体・健康・発達障害 3,132件 ②不登校 1,503件 ③性格 382件 ④進路・学習 548件							
⑤しつけ・子育て 359件 ⑥その他 737件 計 6,661件							
<相談内容別件数(西宮市「障害児等療育支援事業実施施設事業実施報告」)>							
①健康・医療 1,915件 ②保育・教育 829件 ③障害や病状の理解 1,219件 ④福祉サービスの利用等 747件							
⑤不安の解消・情緒安定 547件 ⑥家族関係・人間関係 341件 ⑦その他 1,063件 計 6,661件							
活動実績(量)を示す指標名		単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年比(%)	平成30年度計画
①	電話相談受付件数	件	2,477.0	3,529.0	3,727.0	105.6	4,000.0
②	来所相談受付件数	件	914.0	2,914.0	2,625.0	90.1	2,800.0
③	訪問・その他受付件数	件	930.0	557.0	309.0	55.5	400.0

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移					
コストの内訳 (単位 千円)	区分	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算
	事業費 A	—	39,099	38,636	39,979
	うち嘱託人件費	—	38,521	38,163	39,367
	嘱託人件費以外	—	578	473	612
	人件費 B	—	21,308	20,696	30,691
	従事職員数	—	2.58	2.47	3.59
	合計 (A + B) C	—	60,407	59,332	70,670
	Cの財源内訳				
	国庫支出金	—	0	0	0
	県支出金	—	0	0	0
	地方債	—	0	0	0
	その他	—	0	0	0
	一般財源	—	60,407	59,332	70,670
	コスト調整額 D	—	1,339	1,287	1,870
	(加算)減価償却費	—	0	0	0
(加算)退職給与引当	—	1,339	1,287	1,870	
(控除)コスト対象外	—	0	0	0	
トータルコスト(C + D) E	—	61,746	60,619	72,540	

Ⅳ. 事務事業の点検 (CHECK)			
評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	発達障害や不登校を中心に、支援ニーズが急増・多様化しており、相談事業に対する社会的ニーズは非常に高い。
	市の関与の妥当性	市が直接関与するよう市条例で定めている	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を概ね達成できている	相談件数は減少しているが、依然高水準にあり、発達障害を中心に多様なニーズに対応している状況である。
	市民ニーズの傾向	やや増えることが予想される	
	市民満足度	高い	
コスト・負担	コストの節減度	あまり節減されていない	利用者毎に専門スタッフによる個別対応が基本であることや、多様なニーズの増加に対応する必要があるため、コスト削減を図ることは困難である。
	将来コスト増減見込み	現在よりやや増える可能性がある	
	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている	
執行方法	外部委託の可能性	外部委託が不可能な事業である	こども未来センターは、公の立場で相談、療育、地域連携等に関する中核拠点になることを目指していることから、中核業務の外部委託は困難である。
	実施方法の効率性	業務改善を既に実施し、効果が一部表れている	
評価結果から明らかになった課題事項など	発達障害や不登校など、支援の必要な子供が増加し、相談のニーズも多様化し、子供に関わる関係者（学校園等）の連携強化が大きな課題となっている。発達への関心や気づき、関わり方が子供の成長に重要な意味をもつことから、早期発見、早期支援の取組の強化が必要である。		

Ⅴ. 今後の改善策 (ACTION)			
事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続	
		平成30年度で対応するもの	
		平成31年度以降で対応する予定のもの	
	改善・見直し内容	子供個々の自立に向けて、センターの専門的な支援を充実させるとともに、地域との連携を強化し、更なる支援の充実を図る。	利用者の思いや多様なニーズに対応して、適切な情報提供や、センター内外での支援のつなぎの更なる強化を図る。

注意事項  
 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。  
 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。

(5) 北山学園施設整備事業

平成29年度実施事業

平成30年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報									
事務事業名		北山学園施設整備事業			作成年月日		平成30年 6月30日		
担当部署		こども支援局 こども未来部 発達支援課			事業番号		131730		
主管課長等		小田 晃			事業開始年度		平成28(2016)年度		
法的根拠	その他(市規則等含)	無し			予算科目	会計	01	款	15
	編	01	まちづくり		目名	障害福祉施設整備費			
総合計画の体系	政策	03	あんしん あんぜん		事業分類	222	施設等整備		
	施策	17	障害のある人の福祉の充実						
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)									
事業概要	西宮市立北山学園は、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、就学前の主に知的障害のある児童を対象に、独立自活に必要な指導支援を提供することを目的として設置しており、施設の適正な維持管理を図ると共に、機能の増進を図る必要がある。平成28年度から平成29年度にかけては、排水機能の改善や総合遊具の更新を目的とした園庭の整備工事を実施した。								
対象	北山学園園児								
対象・意図 (対象をどのような状態にしたいか)	施設の整備により、安全性の確保と利便性を高め、豊かな自然環境を生かした環境で子供たちがのびのびたくましく育つことを目指す。								
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	一部委託(民間等) 園庭整備における現況測量、基本・実施設計を委託で実施した。								
市民等との協働の有無 (協働の範囲及び内容)	無								
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無								
事業の成果や効果を示す指標名(説明)									
①	単位	目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最終目標値	達成率(%)	
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-
式・説明									
②	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-
式・説明									
③	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	最終目標年度	-
式・説明									
平成29年度実施内容	排水機能の改善や総合遊具の更新を目的とした園庭の整備工事を実施した。 【平成29年度 決算額 27,335,843円】								
活動実績(量)を示す指標名			単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	対前年比(%)	平成30年度計画	
①	園庭整備工事進捗率(決算額ベース)		%	-	12.4	100.0	806.5	100.0	
②	2階トイレ改修工事進捗率		%	-	0.0	0.0	-	100.0	
③				-	-	-	-	-	

Ⅲ. 事業費（コスト）の推移					
コストの内訳 （単位：千円）	区分	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度決算	平成30年度予算
	事業費 A	—	3,392	27,336	13,276
	うち嘱託人件費	—	0	0	0
	嘱託人件費以外	—	3,392	27,336	13,276
	人件費 B	—	826	2,514	1,282
	従事職員数	—	0.10	0.30	0.15
	合計 (A + B) C	—	4,218	29,850	14,558
	Cの財源内訳				
	国庫支出金	—	0	0	0
	県支出金	—	0	0	0
	地方債	—	0	21,900	0
	その他	—	0	0	0
	一般財源	—	4,218	7,950	14,558
	コスト調整額 D	—	52	156	78
	(加算)減価償却費	—	0	0	0
(加算)退職給与引当	—	52	156	78	
(控除)コスト対象外	—	0	0	0	
トータルコスト (C + D) E	—	4,270	30,006	14,636	
Ⅳ. 事務事業の点検（CHECK）					
評価項目	評価内容	評価内容の説明			
必要性	事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはかなりある	老朽化した施設を整備することで、安全性を確保すると共に、快適な療育空間を確保することができる。		
	市の関与の妥当性	法令・条例の根拠は無い（市規則等の場合など）			
成果・有効性	成果の達成状況	評価対象外	評価対象外		
	市民ニーズの傾向	評価対象外			
	市民満足度	評価対象外			
コスト・負担	コストの節減度	評価対象外	評価対象外		
	将来コスト増減見込み	評価対象外			
	受益者負担の適正度	評価対象外			
執行方法	外部委託の可能性	評価対象外	評価対象外		
	実施方法の効率性	評価対象外			
評価結果から明らかになった課題事項など	園庭の整備工事は完了したが、老朽化した施設であり、園児の安全性や快適な療育空間を確保するため、更なる施設整備の必要性が生じている。また、工事期間中は施設の利用に制約が生じるため、指定管理者と協議し、適切な時期に工事を実施する必要がある。				
Ⅴ. 今後の改善策（ACTION）					
事務事業の今後の方針	基本方針	11 現状どおり継続			
			平成30年度で対応するもの	平成31年度以降で対応する予定のもの	
		改善・見直し内容	衛生環境の向上や快適な療育空間の確保のため、2階トイレの改修工事を実施する。	老朽化した施設の長寿命化を図ると共に、園児の快適な療育空間の確保を行う。	
注意事項 (1) 内部事務（事業分類コードが119、120、121）の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。 (2) 投資的事業（事業分類コードが222、223）の場合は、成果指標を設定していない。					

## 2 こども未来センター関連事業費

### (1) 平成29年度決算

(単位：円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療・リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人件費	正規職員 39 人	359,767,960	0	0	0	0	359,767,960
	嘱託職員 44 人	0	23,129,409	83,965,456	38,163,323	49,168,067	194,426,255
	臨時職員 9 人	0	8,035,101	10,073,710	0	0	18,108,811
	計	359,767,960	31,164,510	94,039,166	38,163,323	49,168,067	572,303,026
審議会委員報酬		0	198,400	0	0	0	198,400
臨時医師等謝礼		0	0	19,036,901	0	0	19,036,901
講師等謝礼		0	510,000	0	100,000	8,316,686	8,926,686
旅費		0	68,610	566,010	28,000	199,930	862,550
需用費	消耗品費	0	2,916,003	1,766,264	261,824	494,115	5,438,206
	燃料費	0	231,120	0	0	42,103	273,223
	食糧費	0	903,215	7,083	926	4,969	916,193
	印刷製本費	0	652,320	0	0	0	652,320
	電気使用料	0	1,640,035	1,600,984	0	663,823	3,904,842
	ガス使用料	0	767,119	748,854	0	310,500	1,826,473
	水道及び下水道使用料	0	331,278	323,391	0	134,087	788,756
	修繕料	0	295,597	51,656	0	20,026	367,279
	医薬材料費	0	0	705,630	0	0	705,630
計	0	7,736,687	5,203,862	262,750	1,669,623	14,872,922	
役務費	電話回線使用料	0	836,253	805,586	0	334,026	1,975,865
	郵便料	0	50,000	50,000	32,291	9,000	141,291
	損害保険料	0	306,662	116,540	0	23,000	446,202
	手数料等	0	44,280	43,680	0	8,640	96,600
	計	0	1,237,195	1,015,806	32,291	374,666	2,659,958
委託料	施設管理関係	0	5,987,521	5,844,948	0	2,423,513	14,255,982
	北山学園指定管理料等	0	37,854,789	0	0	0	37,854,789
	事業関係	0	1,683,936	21,992,555	0	3,125,440	26,801,931
	業務システム関係	0	0	14,141,736	0	0	14,141,736
計	0	45,526,246	41,979,239	0	5,548,953	93,054,438	
使用料	通園タクシー借上料	0	3,463,020	0	0	0	3,463,020
	業務システム等機器借上	0	0	7,134,480	0	0	7,134,480
	その他	0	1,517,106	1,660,824	0	1,665,776	4,843,706
	計	0	4,980,126	8,795,304	0	1,665,776	15,441,206
工事請負費		0	3,616,040	0	0	0	3,616,040
備品購入費		0	3,253,106	793,708	0	48,384	4,095,198
負担金補助及び交付金		0	210,500	616,570	50,000	53,000	930,070
償還金		0	8,002	0	0	0	8,002
公課費		0	13,200	0	0	0	13,200
合計		359,767,960	98,522,622	172,046,566	38,636,364	67,045,085	736,018,597
特定財源	行政財産目的外使用料	0	22,368	0	0	0	22,368
	診療収入	58,934,127	0	65,906,629	0	0	124,480,756
	通園使用料	18,187,729	11,311,465	0	0	0	29,499,194
	保育所等訪問支援収入	0	59,720	0	0	0	59,720
	計画相談支援収入	0	0	0	0	5,918,989	5,918,989
	診断手数料	0	0	985,800	0	0	985,800
	教育支援体制整備事業費	0	0	0	0	1,658,000	1,658,000
	特別支援教育就学奨励費	0	0	0	0	2,745,000	2,745,000
	責い鳥福祉基金繰入	0	73,058	68,040	0	0	141,098
	給食費保護者負担金収入	0	687,020	0	0	0	687,020
	外来保育事業利用者負担金収	0	17,700	0	0	0	17,700
	実習生受入収入	0	78,000	310,260	0	0	388,260
	予防接種取扱収入	0	0	21,987	0	0	21,987
	通園タクシー利用者負担金収	0	72,916	0	0	0	72,916
	一時預り事業利用者負担金収	0	0	607,200	0	0	607,200
	診察券再発行実費徴収金	0	0	600	0	0	600
	光熱水費使用者負担金収	0	19,620	0	0	0	19,620
	自動販売機取扱収入	0	222,990	0	0	0	222,990
	太陽光発電売電収入	0	323,730	0	0	0	323,730
	研修教材費実費徴収金	0	0	5,508	0	0	5,508
計	77,121,856	12,888,587	67,906,024	0	10,321,989	168,232,948	
一般財源		282,646,104	85,634,035	104,140,542	38,636,364	56,723,096	567,785,649

【歳入 決算】

款	項	目	節	細節	説明	決算額		
40 使用料及び手数料	05 使用料	10 総務使用料			総務使用料	22,368		
					20 庁舎敷等使用料	22,368		
					08 行政財産目的外使用料(こども未来センター)	22,368		
		15 民生使用料					民生使用料	160,318,659
							30 こども未来センター診療収入	124,840,756
							05 こども未来センター診療収入	124,840,756
							33 こども未来センター通園使用料	29,499,194
							05 こども未来センター通園使用料	29,499,194
							34 保育所等訪問支援収入	59,720
							05 保育所等訪問支援収入	59,720
							35 こども未来センター計画相談支援収入	5,918,989
		05 こども未来センター計画相談支援収入	5,918,989					
		05 手数料	15 民生手数料	10 民生手数料			民生手数料	985,800
							10 こども未来センター診断手数料	985,800
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金			教育費国庫補助金	4,403,000		
					05 教育総務費補助金	4,403,000		
					60 特別支援教育就学奨励費	1,658,000		
					65 教育支援体制整備事業費	2,745,000		
65 繰入金	05 基金繰入金	05 基金繰入金			基金繰入金	141,098		
					05 基金繰入金	141,098		
					01「青い鳥福祉基金」繰入	141,098		
75 諸収入	90 雑入	90 雑入			雑入	2,367,531		
					45 実費等徴収金	1,390,944		
					07 実費等徴収金	1,390,944		
					01 こども未来センター給食費保護者負担金収入	687,020		
					02 こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入	72,916		
					11 こども未来センター診察券再発行実費徴収金	600		
					07 こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入	17,700		
					10 こども未来センター一時預かり事業利用者負担金収入	607,200		
					12 こども未来センター研修教材費実費徴収金	5,508		
					50 光熱水費使用者負担金収入	19,620		
					08 光熱水費使用者負担金収入	19,620		
					03 光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)	19,620		
					90 雑入	956,967		
					08 雑入	956,967		
					01 実習生受入収入(発達支援課)	78,000		
					06 実習生受入収入(診療事業課)	310,260		
					02 こども未来センター予防接種取扱収入	21,987		
19 太陽光発電収入	323,730							
20 自動販売機取扱収入(発達支援課)	222,990							
合計						168,238,456		

【施設整備関係】北山学園施設整備事業

		平成29年度決算	平成30年度当初予算
委託料(園庭整備設計業務)		0	1,000,000
工事請負費(園庭整備工事)		27,335,843	12,276,000
合計		27,335,843	13,276,000
特財	地方債	21,800,000	0
	計	0	0
	一般財源	5,535,843	13,276,000

## (2) 平成30年度当初予算

(単位：千円)

		職員の 給与費	児童発達 支援事業	診療リハ ビリ事業	発達・教育 相談事業	地域・学校 支援事業	計
人件費	正規職員 38人	352,601	0	0	0	0	352,601
	嘱託職員 45人	0	23,419	101,394	39,367	55,154	219,334
	臨時職員 9人	0	9,270	11,080	0	0	20,350
	計	352,601	32,689	112,474	39,367	55,154	592,285
審議会委員報酬		0	248	0	0	0	248
臨時医師等謝礼		0	0	19,274	0	0	19,544
講師等謝礼		0	576	270	125	9,189	10,160
旅費		0	122	757	100	264	1,243
需用費	消耗品費	0	1,964	1,838	272	544	4,618
	燃料費	0	132	0	0	70	202
	食糧費	0	1,194	26	1	6	1,227
	印刷製本費	0	841	0	0	0	841
	電気使用料	0	1,926	1,880	0	780	4,586
	ガス使用料	0	970	947	0	393	2,310
	水道及び下水道使用料	0	404	394	0	164	962
	修繕料	0	680	180	0	190	1,050
	医薬材料費	0	0	991	0	0	991
	計	0	8,111	6,256	273	2,147	16,787
役務費	電話回線使用料	0	945	878	0	364	2,187
	郵便料	0	50	50	58	15	173
	損害保険料	0	319	117	0	51	487
	手数料等	0	58	55	0	252	365
	計	0	1,372	1,100	58	682	3,212
委託料	施設管理関係	0	7,021	6,854	0	2,843	16,718
	北山学園指定管理料等	0	66,424	0	0	0	66,424
	事業関係	0	1,636	22,832	0	3,201	27,669
	業務システム関係	0	0	9,822	0	0	9,822
計	0	75,081	39,508	0	6,044	120,633	
使用料	通園タクシー借上料	0	8,323	0	0	0	8,323
	業務システム等機器借上料	0	0	7,624	0	0	7,624
	その他	0	1,737	1,871	0	1,890	5,498
計	0	10,060	9,495	0	1,890	21,445	
工事請負費		0	1,500	0	0	0	1,500
備品購入費		0	1,413	732	0	337	2,482
負担金補助及び交付金		0	306	1,023	56	74	1,459
償還金		0	10	0	0	0	10
公課費		0	0	0	0	7	7
合計		352,601	131,488	190,889	39,979	75,788	790,745
特定財源	行政財産目的外使用料	0	23	0	0	0	23
	診療収入	87,083	0	58,056	0	0	145,139
	通園使用料	23,941	15,962	0	0	0	39,903
	保育所等訪問支援収入	42	28	0	0	0	70
	計画相談支援収入	0	0	0	0	12,553	12,553
	診断手数料	0	0	900	0	0	900
	特別支援教育就学奨励費	0	0	0	0	1,540	1,540
	教育支援体制整備事業費	0	0	0	0	2,043	2,043
	給食費保護者負担金収入	0	920	0	0	0	920
	外来保育事業利用者負担金	0	21	0	0	0	21
	実習生受入収入	0	60	300	0	112	472
	予防接種取扱収入	0	0	60	0	0	60
	通園タクシー利用者負担金	0	71	0	0	0	71
	一時預り事業利用者負担金	0	0	660	0	0	660
	診察券再発行実費徴収金	0	0	1	0	0	1
	光熱水費使用者負担金収入	0	22	0	0	0	22
	自動販売機取扱収入	0	162	0	0	0	162
	太陽光発電売電収入	0	324	0	0	0	324
研修教材費実費徴収金	0	0	6	0	0	6	
計	111,066	17,593	59,983	0	16,248	204,890	
一般財源		241,535	113,895	130,906	39,979	59,540	595,855

## 【歳入 予算】

(単位：千円)

款	項	目	節	細節	説明	決算額		
40 使用料及び 手数料	05 使用料	10 総務使用料				23		
					20 庁舎敷等使用料	23		
					08 行政財産目的外使用料(こども未来センター)	23		
				15 民生使用料				181,455
				30 こども未来センター診療収入				145,139
			05 こども未来センター診療収入				145,139	
				33 こども未来センター通園使用料				39,903
			05 こども未来センター通園使用料				39,903	
				34 保育所等訪問支援収入				70
			05 保育所等訪問支援収入				70	
				35 こども未来センター計画相談支援収入				12,553
			05 こども未来センター計画相談支援収入				12,553	
			05 手数料	15 民生手数料				900
		10 民生手数料						
	10 こども未来センター診断手数料							900
45 国庫支出金	10 国庫補助金	50 教育費国庫補助金				3,583		
					05 教育総務費補助金	3,583		
					60 特別支援教育就学奨励費	0		
					65 教育支援体制整備事業費	3,583		
75 諸収入	90 雑入	90 雑入				2,719		
					45 実費等徴収金	1,679		
					08 実費等徴収金	1,679		
					01 こども未来センター給食費保護者負担金収入	920		
					02 こども未来センター通園タクシー利用者負担金収入	71		
					11 こども未来センター診察券再発行実費徴収金	1		
					07 こども未来センター外来保育事業利用者負担金収入	21		
					10 こども未来センター一時預かり事業利用者負担金収入	660		
					12 こども未来センター研修教材費実費徴収金	6		
					50 光熱水費使用者負担金収入	22		
					08 光熱水費使用者負担金収入	22		
					03 光熱水費使用者負担金収入(発達支援課)	22		
					90 雑入	1,018		
					08 雑入	1,018		
					01 実習生受入収入(発達支援課)	60		
					06 実習生受入収入(診療事業課)	300		
					24 実習生受入収入(地域・学校支援課)	112		
					02 こども未来センター予防接種取扱収入	60		
					22 太陽光発電収入	324		
07 自動販売機取扱収入(発達支援課)	162							
合計						204,890		



### 3 こども未来センター条例・規則・要綱

#### (1) 条例・規則

## 西宮市立こども未来センター条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 子供の豊かな人生の実現に向けた福祉、教育及び医療の総合的な支援並びに子供が暮らす地域社会及び学校園、関係機関等との連携を行う施設として、西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、西宮市高畑町2番77号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 センターに次の施設を置く。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 診療所
- (3) 相談支援事業所
- (4) 適応指導教室

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第6項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業
- (2) 子供(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)の発達に係る診療事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第16項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)及び同条第17項に規定する基本相談支援に関する事業
- (4) 子供の発達及び教育に係る相談及び支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用料等)

第6条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援に要した費用(同項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該費用の額)を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

第7条 センターにおいて診療又は診断書等の発行を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料及び手数料の額については、西宮市立中央病院条例（昭和31年西宮市条例第24号）別表第1健康保険法（大正11年法律第70号）その他管理者が別に定める法律による療養の給付及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付（同法に基づく基準の例によるとされる者に対する医療の給付を含む。）の項及びその他の療養の給付の項並びに別表第3手数料の部診断書及び証明書料の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（会議室の使用）

第8条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) センターの事業の実施に支障があるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) センターの管理上必要な指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成27年規則第13号により、平成27年9月1日から施行〕

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日前の前条の規定による改正前の西宮市立児童福祉施設条例（以下「旧児童福祉施設条例」という。）別表に規定する西宮市立わかば園における使用、診療又は診断書等の発行に係る使用料又は手数料については、旧児童福祉施設条例第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

# 西宮市立こども未来センター条例施行規則

(平成27年8月31日)

(西宮市規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定員)

第2条 児童発達支援センターの定員は、45名とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用者の遵守事項)

第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。

(2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(会議室の利用者の範囲)

第5条 会議室を使用できる者は、子供の発達及び教育に関わる者その他市長が適当と認めた者とする。

(会議室の利用申請の手続)

第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2月前から使用する日までに市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

## (2) 要綱

### ①発達支援課

#### 西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における分離保育プログラム（以下「分離保育」という。）は、子どもに対し保護者と離れた環境での保育を行うことを通して、子どもの自立性や社会性を育てることを目的とする。

(対象)

第2条 分離保育の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に6ヶ月以上在籍している就学前1年未満の園児であること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 分離保育実施中に、常に保護者がセンター内で児童の状況を把握できること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して分離保育の実施可否、実施期間、実施条件等を決定する。

- (1) 分離保育の必要性
- (2) 園児の状況・健康状態
- (3) 出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 分離保育を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、分離保育の中断もしくは終了、期間・条件等を変更することができる。

(その他)

第4条 介助通園制度による介助と分離保育の期間が重なった場合は、介助通園制度を優先するものとする。

2 その他、分離保育の実施に支障が生じた場合は、予告なく分離保育を中止することがある。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における並行通園プログラム（以下「並行通園」という。）は、子どもが地域の保育所や幼稚園、センター以外の障害児通所支援等（以下、「保育所等」という。）を利用しながら、通園療育部門が実施する療育を受けることによって、発達支援と保護者支援を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
- (2) 子どもの状況・健康状態
- (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

(登園)

第4条 並行通園と保育所等の登園日が重なった場合は、原則として並行通園を優先するものとする。

2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合も振替は行わない。

3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。登園日以外の日に個別訓練を行う必要が生じた場合は、自力登園するものとする。

(その他)

第5条 登園日に個別訓練の組み込みが困難な場合、担当の変更や訓練日の変更を行うものとする。

2 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

- (1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。
- (2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊婦の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

付則 この要綱は、平成6年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成10年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成15年10月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成25年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱(以下、「介助要綱」という。)  
第6条の規定により、西宮市立こども未来センター(以下、「センター」という。)通園療育部門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

(費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用(以下、「負担額」という。)は、次のとおり算定する。

(1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半額とする。

(2) その額は平均額(以下、「単価」という。)をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

(単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者(以下、「保護者」という。)の確認を得るものとする。

(負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。  
(支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

(タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するために行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等へ送る用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

(申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。

2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

(費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。

- (1) 通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。
- (2) 前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

(利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。

保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成 7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。



## 西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）における通園療育部門において、通常のタクシーに乗車することが困難な園児に対し、センターと福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所（以下、単に「事業所」という。）のタクシー（以下、「福祉タクシー」という。）の利用によって、園児の通園がより円滑に行われることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、次に掲げる身体的な理由等により、通常のタクシー利用が困難な園児で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 人工呼吸器を装着した園児とその保護者
- (2) 経管栄養器具を装着した園児とその保護者
- (3) 酸素ポンペを必要とする園児とその保護者
- (4) その他通常のタクシーの利用が困難であるとこども未来部長が認定した園児とその保護者

(利用申請)

第3条 前条の規定に該当し、福祉タクシーの利用を希望する園児の保護者は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用申請書（様式第1号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請は利用を希望する2ヶ月前までに行わなければならない。ただし、新規入園に際して利用を希望する場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第4条 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 こども未来部長は、前条の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認めるときは、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(変更又は利用の停止)

第5条 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用変更申請書（様式第4号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

- 2 こども未来部長は、前項の規定により申請があった場合において、福祉タクシーの利用が不適当であると認められた場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 前条第1項の規定により福祉タクシーの利用承認を受けた者のうち、転居等の事由により利用を停止する場合は、速やかに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用辞退届（様式第5号）を提出し、こども未来部長の承認を得なければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 福祉タクシーの利用に際しての利用日及び時間等に関する事業所との連絡は、園児の保護者が行うこと。
- (2) 園児の自宅からセンターまでの送迎並びに乗車及び降車については、保護者の責任において行うこと。
- (3) 園児の自宅又はセンター以外の場所等で乗降しないこと。ただし、利用者の体調の急変等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (4) その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職権による利用承認の取り消し)

第7条 こども未来部長は、利用者が前条の規定を遵守しない場合は、職権により福祉タクシーの利用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用承認を取り消す場合は、西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(対象となる経路)

第8条 この要綱に基づく福祉タクシー利用の対象となる経路は次の各号に掲げる最も経済的な通常の経路とし、その他の用務に係る経路は対象としない。

(1) 園児の自宅からセンターまでの登園

(2) センターから園児の自宅までの降園

(事業所との契約)

第9条 事業所との契約については、別に定める様式により行うものとする。

(料金の支払)

第10条 事業所は、こども未来部長に対し、毎月10日までに西宮市立こども未来センター福祉タクシー利用状況報告書(様式第7号)及び請求書を提出し、前月分の利用料金を請求するものとする。

2 こども未来部長は、前項の請求があったときは、受理した日から30日以内に事業所に利用料金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱において福祉タクシーとは、道路運送法(昭和26年6月1日法律第183号)第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことをいう。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）通園療育部門の園児への給食の提供に要する費用（以下「食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食費の徴収)

第2条 食費は、児童発達支援利用契約を締結した園児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する。

(期間)

第3条 食費の徴収の対象となる期間は、児童発達支援利用契約における期間とする。

(食費の額)

第4条 一食あたりの食費は、生活保護受給及び市民税非課税の世帯は230円、市民税所得割額が28万円未満の世帯は250円、市民税所得割額が28万円以上の世帯は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時20分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(食費の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費の合計額を翌月20日までに市が指定する方法により市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より施行する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

## 西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門の外来保育に要する教材費等の実費の徴収（以下「実費徴収金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 実費徴収金は、センターの外来保育サービスの療育プログラム同意書（以下「同意書」という。）を交わした児童の保護者（以下「保護者」という。）が納付するものとする。ただし、体験保育であるときは実費徴収金の納付を要しない。

(金額)

第3条 実費徴収金は1クール（半年間）ごとに150円を徴収することとする。

2 保護者は外来保育初回時に実費徴収金を市に納付するものとする。

3 納付した実費徴収金は、理由の如何に関わらず返金しない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## ②診療事業課

### 西宮市立こども未来センター一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立こども未来センターにおいて、診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り、集中しやすい環境を整えるために実施する一時預かり事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）一時預かり事業（以下、「一時預かり事業」という。）は、前条の目的に鑑み、診療・療育の対象児童の生後8ヶ月以上の就学前の兄弟姉妹を家庭等で保育ができない場合、診療・療育に必要な時間に限り一時預かりを行う。

(実施場所)

第3条 西宮市立こども未来センター3階の多目的室で実施する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、おおむね6名とする。

(一時預かりの時間)

第5条 診療・療育実施日の月曜日～金曜日午前8時45分から午後5時30分までとする。

(利用の申込)

第6条 一時預かり事業を必要とする児童の申請者は、あらかじめ、「西宮市立こども未来センター一時預かり事業登録申請書（登録台帳）」（様式第1号）を提出するとともに、利用日「西宮市立こども未来センター一時預かり利用申込書」（様式第2号）により申し込まなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

(登録の停止)

第7条 一時預かり事業の必要がなくなった申請者は、速やかに届出なければならない。

(利用者負担)

第8条 申請者は、事業の実施に要する経費の一部として、1時間300円を利用料として負担しなければならない。

2 申込者は、前項の利用料を利用する当日に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

### ③地域・学校支援課

## 適応指導教室「あすなろ学級」実施要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、心理的又は情緒的理由により長期間学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の学校復帰のための指導及び援助を目的に、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）第4条第4号において設置される適応指導教室（第4条以下「あすなろ学級」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (運営)

第2条 前条の目的を達成するため、所管するこども支援局こども未来部と教育委員会学校教育部が密接な連携を図りながら、運営を行う。

### (対象者及び学籍)

第3条 適応指導教室に入級できる者は、西宮市立小・中学校の通常の学級に在籍する不登校児童生徒のうち、本人及び保護者の入級希望を受けた校長の意見を踏まえ、地域・学校支援課長が適応指導教室における指導及び援助が可能と認める者とする。

### (名称及び位置)

第4条 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

あすなろ学級 西宮市高畑町2-77（西宮市立こども未来センター内）

### (事業内容)

第5条 あすなろ学級は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 適応指導に関すること。
- (2) 学習指導に関すること。
- (3) 適応指導教室サポーター及び居場所サポーターに関すること。
- (4) その他あすなろ学級の目的達成に必要な事業に関すること。

### (適応指導相談員)

第6条 あすなろ学級に適応指導相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、西宮市長が任命する。
- 3 相談員は、在籍校及び関係機関と連絡及び訪問相談等を定期的に行い、教室の運営にあたる。
- 4 相談員は、地域・学校支援課長が必要と認める会議へ出席し、必要に応じて運営状況を報告する。

### (開室時間等)

第7条 あすなろ学級の開室日及び開室時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開室日は、月曜日から木曜日までとする。
- (2) 開室時間は、午前9時15分から午後2時15分までとする。
- (3) 指導場所は、西宮市立こども未来センターその他地域・学校支援課長が認めた場所とする。
- (4) 前各号の規定に関わらず、地域・学校支援課長は、必要があると認める時は、開室日、開室時間及び指導場所を変更することができる。

### (出席日の報告)

第8条 不登校児童生徒があすなろ学級に通級した日数は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に連絡する。

(体験申込)

第9条 通級の体験を希望する不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出し、校長はこれを受理する。また校長は受理した書類を地域・学校支援課長に提出する。

(1) 「適応指導教室の体験申込書」(様式1)

(2) 「適応指導教室通級路の届出」(様式2)

2 校長は、前項の書類とともに、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

(1) 「適応指導教室体験申請書(届出)」(様式3)

(入級の決定)

第10条 地域・学校支援課長は、不登校児童生徒の保護者からの要望に基づいた校長からの依頼により、相談員による面接と通級の体験をもとに入級判定を行い、校長と協議のうえ、入級を決定する。

2 入級を許可された不登校児童生徒の保護者は、次の書類を校長に提出する。

(1) 「適応指導教室入級申請書」(様式4)

3 校長は、前項の書類を受理した後、地域・学校支援課長に次の書類を提出する。

(1) 「適応指導教室入級申請書(届出)」(様式5)

(2) 「適応指導教室入級申請書」(写し)

4 地域・学校支援課長は、書類により入級を決定した時は、「適応指導教室の入級の決定について(通知)」(様式6)により校長に通知するものとする。

(入級日の決定)

第11条 入級日は、初めて通級した日とする。

(退級の決定)

第12条 あすなる学級の退級は、当該児童・生徒の適応状態などを考慮し、地域・学校支援課長が決定する。

2 前項の決定をしたときは、地域・学校支援課長は、校長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 西宮専門家チーム派遣要綱

### (趣旨)

第1条 発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている西宮市内学校園及び保育所等並びに幼児児童生徒及び保護者に対して、早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について専門的意見を示す西宮専門家チーム（以下「専門家チーム」という。）を派遣する。

### (派遣方法)

第2条 西宮市立学校園及び保育所等より要請があり、必要と認められるケースには専門家チームから相談員を派遣する。その際に学校、幼稚園及び保育所（以下「学校園所」という。）の長は、相談申込書（様式1）及び相談形態により必要な場合には保護者承諾書（様式2）を地域・学校支援課長に提出する。また、ケースによっては来所による発達相談にも応じる。

### (役割)

第3条 専門家チームは、以下の件に関して支援する。但し、診断及び療育は実施しない。

- (1) 当該幼児、児童及び生徒の実態の把握と分析。
- (2) 当該幼児、児童及び生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示。
- (3) 学校園所の支援体制についての指導助言。
- (4) 保護者、本人への相談。
- (5) 学校園所内研修の支援。
- (6) その他の支援については、相談ケースの必要に応じて、学校園所、専門家チーム及び地域・学校支援課等の関係機関が協議して実施する。

### (構成)

第4条 専門家チームの相談員は、医学、心理及び教育等の各分野において、それぞれ発達障害等に関する専門的知識を有する、医学関係者、心理関係者及び教育関係者等により構成する。

### (会議・運営)

第5条 専門家チームは、必要に応じてケース会議を開催する。なお、専門家チームが必要と認める場合は、当該幼児、児童及び生徒の担任等の関係者を同席させることができる。

### (校内委員会等への助言)

第6条 専門家チームは、協議の結果を校内委員会等へ助言することができる。

### (個人情報の管理)

第7条 個人情報の管理については、西宮市個人情報保護条例及び西宮市情報公開条例を遵守する。また、発達相談等により知り得た情報の共有は、当該幼児、児童、生徒及び保護者または西宮市内学校園所に対して適切な指導及び支援を行うためのみ行う。

### (謝金)

第8条 謝金は別表のとおりとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。



付 則  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

役 職 等	謝 金 額
大学教授・医師	30,000円
大学准教授・社会福祉士・言語聴覚士 特別支援教育士、スーパーバイザー	25,000円
元校長	20,000円
臨床心理士、大学講師	15,000円
元教頭	15,000円
元教諭	10,000円

## 居場所サポーター派遣要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、心理的若しくは情緒的理由により教室に入れないまたは長期間学校に登校できない状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の教室復帰に向けた取り組みをしている西宮市立小・中学校に対して、主として相談室等で学習や心の支援をするサポーター（以下「居場所サポーター」という。）を派遣することにより、教室復帰を円滑にする居場所サポーター派遣事業に関する事項について定める。

### (職務)

第2条 居場所サポーターは、校長の監督の下に、相談室等において不登校児童生徒の話し相手となるとともに学習及び生活面での指導・支援等を行う。

### (要件)

第3条 居場所サポーターは、教職を目指す者若しくは臨床心理若しくは社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者またはそれに準じる者で、第1条の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者のうち、適応指導教室「あすなる学級」にて研修を行った後、地域・学校支援課長が派遣する。

### (派遣期間)

第4条 居場所サポーターの派遣期間は、4月1日から翌年3月31日までの間において、地域・学校支援課長が定める。

### (謝金等)

第5条 居場所サポーターは、年間36日かつ1日当たり3時間の指導支援を限度とし、活動日については校長と居場所サポーターの協議により定める。ただし、学校の事情により地域・学校支援課長が特に必要と認める時は、この限りでない。

第6条 居場所サポーター派遣事業を実施するにあたっての経費は市が負担する。居場所サポーターの謝金は、1回3時間の支援を基準とし、当該各号の定めるところとする。ただし、交通費は支給しない。

(1) 社会人の場合 2, 500円

(2) 学生の場合 1, 500円

### (派遣)

第7条 居場所サポーターの派遣を希望する学校の校長は、居場所サポーター派遣依頼書（様式1）を地域・学校支援課長に提出する。

2 地域・学校支援課長は派遣依頼書を審査し、その結果を居場所サポーター派遣決定通知書（様式2）により当該校長へ通知する。

第8条 派遣を受けた校長は、職務終了後に速やかに活動状況報告書（様式3）を地域・学校支援課長に提出する。

### (遵守事項)

第9条 居場所サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 居場所サポーターの信用を失墜させる行為をしないこと。

(登録)

第10条 居場所サポーターとして登録を受けようとする者は、登録用紙(様式4)により地域・学校支援課に申請する。

2 地域・学校支援課長は、登録申請内容を審査し登録を決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域・学校支援課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 適応指導教室サポート要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、適応指導教室「あすなる学級」実施要綱の定めに基づき実施する「適応指導教室サポート事業」に関する事項について定める。

### (事業の内容)

第2条 本事業は、適応指導相談員をサポートし、学校復帰のための指導や支援を効果的に行うことを目的に、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) ボランティアによる適応指導サポート
- (2) 講師等による体験活動（自然体験、社会体験及び文化的体験をいう。以下同じ。）

### (人員の配置)

第3条 適応指導教室「あすなる学級」での学習や生活面での支援を行うボランティア（以下「適応指導教室サポーター」という。）は、適応指導相談員の指導のもと、学習室等において通級生の学習及び生活面での支援を行う者とする。

### (要件)

第4条 適応指導教室サポーターは、教職を目指す者若しくは臨床心理若しくは社会福祉等を学ぶ大学生及び大学院生並びに教員免許取得者またはそれに準じる者で、当事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者とする。

- 2 適応指導教室サポーターとして登録を受けようとする者は、適応指導教室サポーター申込書兼登録用紙（様式1）により申請する。
- 3 体験活動においては、実施する体験活動に必要な専門的知識を有する者を講師等とする。

### (遵守事項)

第5条 適応指導教室サポーターは、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 適応指導教室サポーターの信用を失墜させる行為をしないこと。

### (事業経費の負担及び謝金等)

第6条 適応指導教室サポーターの謝金は、1回3時間の支援を基準とし、当該各号の定めるところとする。ただし、交通費は支給しない。

- (1) 社会人の場合 2,500円
  - (2) 学生の場合 1,500円
- 2 体験活動講師等の謝金は、実施する体験活動内容等により、別途定める。

### (補償)

第7条 適応指導教室サポーターについては傷害保険に加入することとし、その費用については、市が負担する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域・学校支援課長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## ペアレント・プログラム実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、子育てに難しさを感じる保護者が子供の「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることや子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とするペアレント・プログラムを実施するにあたり、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。

### (実施対象者)

第3条 ペアレント・プログラムの実施対象者は、西宮市民とする。但し、こども未来センターを利用する育児不安が高い保護者又は保護者支援としてペアレント・プログラムの参加が効果的と認められる保護者を優先的に対象とする。

### (実施場所)

第4条 ペアレント・プログラムは、こども未来センター他市内各所で実施する。

### (実施方法)

第5条 ペアレント・プログラムは、次に定めるところにより実施する。

- (1) 1クール7回（フォローアップセッション1回を含む）の保護者支援のためのグループによるプログラムとする。なお、初回から6回までは概ね2週間に1回のペースで実施し、6回目終了後、概ね1か月を経た後にフォローアップセッションを行うものとする。
- (2) ペアレント・プログラムの1クール毎の定員は、概ね10名とする。
- (3) ペアレント・プログラムは、必要な研修を受けたこども未来センターの職員又は外部講師が進行するものとする。
- (4) ペアレント・プログラムは、保護者同士がアドバイスや共感をしあいながら、回を重ねるごとに参加者の自己肯定感が高められるよう、ペアワークを基本に実施するものとする。
- (5) ペアレント・プログラムの実施日に、希望に応じて託児を実施するものとする。
- (6) ペアレント・プログラムの結果は、市が別途指定する用紙に記録する。なお、記録は市が保管し、事後の指導や育児支援のために活用するものとする。
- (7) 日程、プログラム、従事者数、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

### (託児)

第6条 前条第5号に規定する託児は、市職員又は西宮市立子育て総合センターに登録する託児ボランティアが実施するものとする。なお、託児ボランティアは有償とし、西宮市は託児ボランティアに対し、一人一日あたり1,000円（税は含まれない。）を支払うものとする。

### (関係機関との連携)

第7条 保健福祉センター等、他機関との共催でペアレント・プログラムを実施する場合には、共催機関と十分に連携をとり、事業の円滑な推進を図るものとする。

### 付 則

この要綱は平成30年4月1日から実施する。

#### (4) その他

### 西宮市立こども未来センター苦情解決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）が提供するサービス等に係る利用者からの苦情に適切に対応することにより、利用者の権利擁護を図るとともにサービスに対する満足度を高め、適正なサービスとセンターの信頼の確保を図るため、苦情解決に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 苦情を適切に解決するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決責任者は、こども未来部長をもって充てる。

2 苦情解決責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情の解決
- (2) 苦情受付担当者の任命
- (3) その他苦情解決に必要な事項

(苦情受付担当者)

第4条 苦情受付担当者は、苦情解決責任者が任命する。

2 苦情受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員)

第5条 第三者委員は3名以内とし、社会的信頼を有し、苦情解決を円満かつ円滑に図ることができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

2 第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
- (2) 前号についての苦情申出者への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出者への助言
- (5) センターへの助言
- (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会いと助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) その他苦情解決に必要な事項

5 第三者委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 第三者委員への報酬は、中立性確保のため、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(利用者への周知)

第6条 苦情解決責任者は、利用者に対し苦情解決の仕組み等について、センター内に掲示するとともに文書等により周知する。

2 新たにサービス等を利用するものに対しては、利用開始時に前項の苦情解決の仕組み等について周知する。

(苦情の受付)

第7条 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情内容
- (2) 苦情申出者からの要望等
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

3 前項第3号及び第4号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第8条 苦情受付担当者は、受付けた苦情は、全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否の意思表示をした場合を除く。

2 投書等匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第9条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も苦情解決結果の立会いを要請することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第10条 療育サービスの質を高め、運営の適正化を確保するために苦情解決結果の記録と報告を行う。

(1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。

(2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

(3) 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。

(4) 解決困難なケースについては、兵庫県社会福祉協議会に設置された「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」に委ねる。

(解決結果の公表)

第11条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、毎年度1回、前年度の苦情対応結果について事業報告書等実績を掲載し公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター会議室使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター条例（平成27年西宮市条例第5号）（以下「条例」）という。）及び西宮市立こども未来センター条例施行規則（平成27年西宮市規則第12号）（以下「規則」という。）に基づく、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）の会議室の使用にあたり、必要な事項を定める。

(使用許可の対象等)

第2条 使用許可の対象となる対象者は、センターの支援の対象となる子供や保護者に関連する団体、関係機関及び市長が適当と認めた団体とする。

2 使用許可の対象とする会議室の使用目的は、条例第1条の規定に規定するセンターの設置目的に合致する子供や保護者に関連する事業とする。

(対象となる会議室)

第3条 使用許可の対象となる会議室は、別表のとおりとする。

(使用時間等)

第4条 会議室の使用時間は、規則第3条第1項に規定するセンターの開館時間とする。

2 規則第3条第2項に規定するセンターの休館日は、会議室は使用できない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可申請の手続き)

第5条 会議室の使用許可申請の手続きについては、条例第8条第1項及び規則第6条に基づき、西宮市立こども未来センター会議室使用許可申請書兼許可書（様式第1号）（以下「申請書兼許可書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、条例第8条第1項の許可を行う場合、申請書兼許可書を交付する。

(遵守事項)

第6条 会議室を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 使用終了後は、部屋、設備及び機器を使用前の状態に戻すこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消す。

- (1) こども未来センターにおいて、使用物件を災害対策等公共の用途として必要とする場合。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 条例第8条第2項各号に該当する行為があったとき。
- (4) 前条各号の遵守事項に反する行為があったとき。

(損害賠償)

第8条 会議室を使用する者が、故意又は過失により施設又は設備を滅失又はき損させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



## 西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき
- 2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。
- 4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。
- 5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。
  - (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
  - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
  - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 4 用語集

	語句	説明
1	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
2	リハビリテーション (リハビリ・リハ)	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人の生涯全般において、すべての人間が生まれ持っている権利を取り戻すことに寄与し、障害者の自立と参加をめざそうとする考え方。
3	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(普通)だという考え方。
4	インクルージョン (インクルーシブ)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。
5	理学療法士(PT)	身体に障害のある人に、主に運動療法を用いて、基本的動作能力の回復を図り、自立した生活が送れるよう治療および支援を行う。
6	作業療法士(OT)	身体または精神に障害のある人に、その主体的な生活の獲得を図るため、作業活動を用いて、治療および支援を行う。
7	言語聴覚士(ST)	言語および聴覚に障害のある人に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう言語聴覚療法を用いて治療および支援を行う。
8	通園外療育	従来、わかば園では「外来保育」と呼んできた。下記①②の週1回程度以下の療育を、ここでは「通園外療育」と呼ぶことにする。①診察後、保護者にとっては子供への関わり方を具体的に学びながら子供を理解し、子供にとっては「慣らし」の意味を持ち、次のステップ(通園など)への準備のための療育。②症状が軽く通園療育までは必要ないが、ある程度専門的な療育が必要な場合。この通園外療育により、通園外の保護者にとっても仲間づくりやエンパワーメントの場となる。また、通園を待機となっている子供を受け入れる補完的側面もある。
9	地域自立支援協議会	障害のある人もない人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を進める場。
10	エンパワーメント	社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身が人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていこうとする考え方。
11	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
12	ソーシャルスキル	社会的技能のこと。社会の中で他人と交わったり、一緒に生活していくために必要な能力。日常生活の中の問題や課題に、自分自身で効果的な対処ができる能力のこと。
13	コーピングスキル	ストレスに対処する技能のこと。身体的・情緒的な反動を減らし、ストレスに適切に対処できる能力のこと。
14	感覚統合療法(SI)	1970年当時アメリカで問題になっていた学習障害児のための治療法として開発され、日本にも20年ほど前に導入された。主に学習障害や自閉症のある子供の学習や行動、情緒面を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療および支援を行うもの。

---

西宮市立こども未来センター 平成 30 年度事業概要

平成 30 年（2018 年）10 月 発行

〒663-8202 西宮市高畑町 2 番 77 号 こども未来センター内  
西宮市 こども支援局 こども未来部

診療事業課	0798-65-1927
発達支援課	0798-65-1936
地域・学校支援課	0798-65-1882

---

